

第8期蕨市高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画  
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月  
蕨市



## はじめに



このたび、令和3年度から5年度までの3年間を事業計画期間とする第8期「蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

さて、平成24年の介護保険制度改正によって始まった地域包括ケアシステムの構築は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途にしたものでありましたが、それもあと数年となりました。こうしたなか、蕨市においては、令和元年6月より定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを開始したことをはじめ、本年4月に塚越地区で市内3か所目となる地域包括支援センター（愛称：高齢者サポートセンター）が開所するなど、地域包括ケアシステムの要ともいえるべき各種事業を充実させているところです。

本計画では、これまで蕨市が提供してきた高齢者福祉サービスや介護サービスの適切な給付を基本に、住民が主体となって介護予防に取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」や多様な主体による生活支援サービスの提供を目指す「生活支援体制整備事業」、認知症のご本人や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるようにするための「認知症総合支援事業」の3つを重点的な取り組み項目としながら、計画の基本理念である「みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび」の実現に向けて事業を展開してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大により様々な制約がある中でのスタートとなりますが、本計画に掲げた施策を着実に推進し、コロナ禍を乗り越え、蕨の未来に向けて超高齢社会に対応したまちづくりを力強く進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員の皆様、並びに関係各位に心から御礼申し上げます。

令和3年3月

蕨市長 頼高 英雄



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけと期間.....	2
【1】根拠法令等.....	2
【2】他の計画等との関係.....	2
【3】計画の期間.....	2
3 計画の策定体制.....	3
【1】蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会・蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会の開催.....	3
【2】アンケート調査の実施.....	3
【3】パブリックコメントの実施.....	3
第2章 蕨市の高齢者を取り巻く状況.....	4
1 本市の概況.....	4
【1】概況.....	4
【2】位置.....	4
【3】歴史.....	4
2 人口と世帯の状況.....	5
【1】人口動態.....	5
【2】高齢者のいる世帯の状況.....	6
3 蕨市の介護保険事業の状況.....	7
【1】被保険者数の推移.....	7
【2】要支援・要介護認定者数の推移.....	7
【3】認知症高齢者の状況.....	9
【4】介護給付費の推移.....	10
4 アンケート調査結果.....	11
【1】介護予防・日常生活圏域二 zones 調査.....	12
【2】在宅介護実態調査.....	15
5 高齢者を取り巻く主な課題.....	20
6 第7期計画の評価.....	23

第3章 計画の基本的な考え方 .....	24
1 計画の基本理念 .....	24
2 基本目標 .....	25
3 施策の方向性 .....	27
4 日常生活圏域の設定 .....	29
【1】日常生活圏域 .....	29
【2】地域包括支援センター .....	30
5 高齢者等の将来推計 .....	31
【1】人口と高齢者の推計 .....	31
【2】被保険者数の見込み .....	32
【3】要支援・要介護者の推計 .....	33
【4】認知症高齢者の推計 .....	34
6 施策の体系 .....	35
7 計画の重点取り組み .....	36
第4章 高齢者福祉計画 .....	38
1 高齢者の健康と生きがいづくり .....	38
【1】健康づくりの推進 .....	38
【2】生涯学習・スポーツの推進 .....	41
【3】余暇活動の充実 .....	42
【4】地域活動への支援 .....	45
2 高齢者福祉サービスの充実 .....	48
【1】福祉サービスの充実 .....	48
【2】福祉のまちづくり .....	58
第5章 介護保険事業計画 .....	59
1 介護サービスの充実 .....	59
【1】介護サービスの充実と介護保険の適正な運営 .....	59
【2】居宅サービス .....	62
【3】地域密着型サービス .....	76
【4】施設サービス .....	84
2 地域支援事業の充実 .....	87
【1】介護予防・日常生活支援総合事業 .....	87
【2】包括的支援事業 .....	90
【3】任意事業 .....	94

3 介護保険事業費の見込み.....	99
【1】介護保険料算定の流れ.....	99
【2】介護保険給付費等の見込み.....	100
【3】第1号被保険者の介護保険料の算出.....	103
【4】保険料段階別の保険料.....	104
<b>第6章 計画の推進.....</b>	<b>105</b>
1 計画の推進に向けて.....	105
【1】連携の強化.....	105
【2】推進体制の強化.....	105
【3】計画の進行管理.....	106
2 介護保険の円滑な運営に向けて.....	107
【1】円滑な制度運営のための体制整備.....	107
【2】利用者への配慮.....	107
<b>資料編.....</b>	<b>108</b>
1 計画策定の経過.....	109
2 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱.....	110
3 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿.....	111
4 審議過程における主な意見.....	112
5 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱.....	113
6 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿.....	114



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景と趣旨

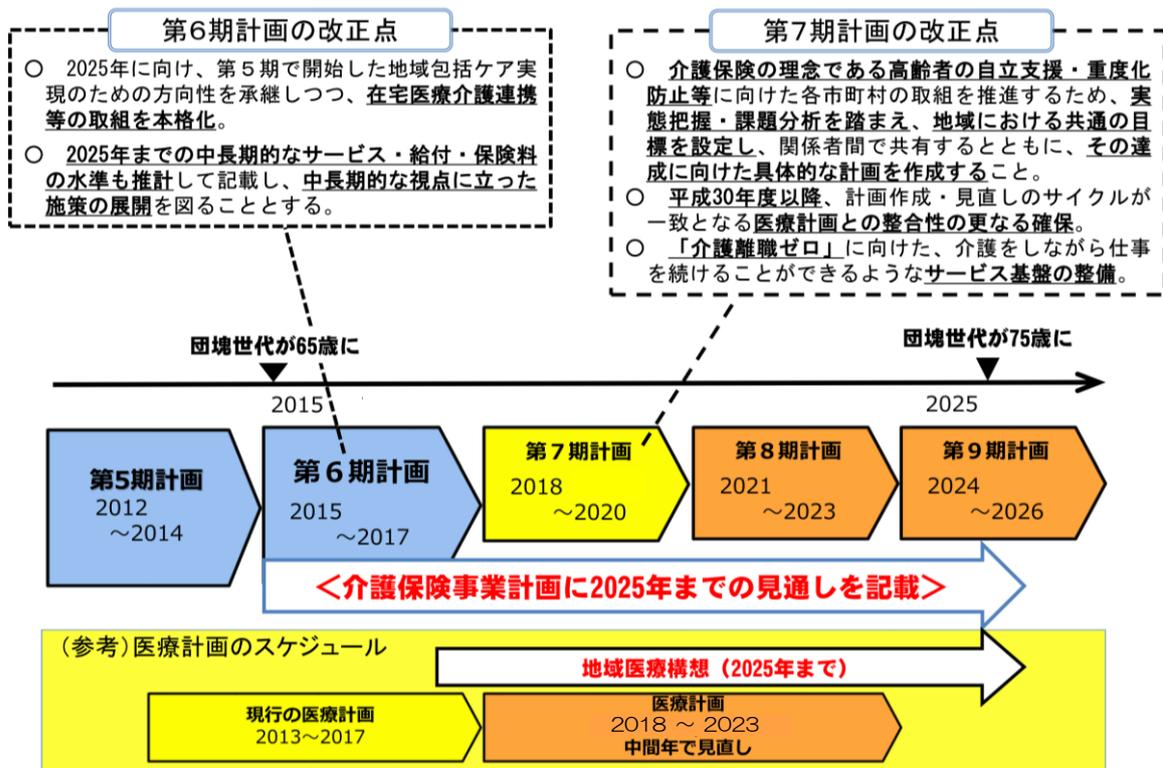
平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。令和2年度末で第7期計画（平成30～令和2年度）が終了となるため、令和3～5年度までの3年を計画期間とする第8期計画を策定します。

第6期計画（平成27～29年度）は、いわゆる団塊世代の方々がすべて75歳以上となる令和7年度に向けて、第5期計画で開始した「地域包括ケア」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していく計画として位置づけられていました。

第7期計画では、「地域包括ケアシステム」構築の中間段階として、構築の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための取り組みを進めるとともに、令和7年の中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図っています。

第8期計画においても、従来取り組んできた事業等を踏まえながら、第9期以降を見据えた上で、段階的に取り組みを進めていく必要があります。

### ■第6期及び第7期計画のポイント（参考資料）



## 2 計画の位置づけと期間

### 【1】根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

#### ■ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

##### ■ 高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者（原則として65歳以上）を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

##### ■ 介護保険事業計画

介護保険サービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

### 【2】他の計画等との関係

本計画は、本市の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国、県の高齢者福祉及び介護保険事業に関する計画、地域医療構想等との連携、整合性を図ります。また、本市の「コンパクトシティ 蕨」将来ビジョン、蕨市地域防災計画、蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画やその他福祉計画、さらに各行政部門の計画とも連携しながら策定します。

### 【3】計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年、現役世代が急減する令和22年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

### 3 計画の策定体制

#### 【1】 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会・蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会の開催

計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表となる公募による市民の代表などによる、「蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会」を設置し、策定内容に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

また、庁内では、「蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会」を組織して、関係各課との連携を図り、策定懇談会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の検討・調整を行いました。

#### 【2】 アンケート調査の実施

高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するため、高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました（11 ページ）。

#### 【3】 パブリックコメントの実施

市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設け、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施しました。

##### 【実施の概要】

募集期間：令和2年12月18日から令和3年1月7日（21日間）

募集方法：窓口持参、郵送、FAXまたは電子メール

公表場所：市役所、公民館、図書館、交流プラザさくら、老人福祉センターけやき荘、総合社会福祉センター、老人福祉センター松原会館、市のホームページ

提出された意見の件数（提出者数）：2件（1人）

意見の概要	市の考え方
①若年性認知症だけでなく、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の支援策として、埼玉県総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害者支援センター）とも連携していただきたい。	高次脳機能障害に係る施策については、障害者福祉施策の一環として支援担当とあわせ、蕨市障害者計画に記載します。
②若年性認知症だけでなく、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の支援策として、徘徊高齢者等家族支援サービス（95ページ）の事業対象にいただきたい。	介護保険の地域支援事業の一環として実施するため、被保険者と40歳以上の認知症の方（若年性認知症の方の一部を含む）を対象としております。

## 第2章 蕨市の高齢者を取り巻く状況

### 1 本市の概況

#### 【1】概況

面積	5.11km <sup>2</sup>
人口	75,704人
高齢者人口	17,474人
高齢化率	23.1%

資料：市民課 令和2年10月1日現在

#### 【2】位置

本市は埼玉県南部に位置し、都心から約20km圏内にあります。市の面積は全国で最も小さく、人口密度は全国で最も高い市となっています。

隣接する市町村は、北にさいたま市、東に川口市、西南に戸田市の3市となっています。市域は川口低地と呼ばれる平坦地に属しており、海拔は3.2mから最高点でも5.5mとほとんど起伏のない平坦な地形となっています。

交通状況を見ると、市の中央をJR京浜東北線と国道17号が縦断しており、東京都心まで約30分と通勤・通学にも便利な立地条件にあります。

#### 【3】歴史

本市は、古くから中山道の宿場町として栄え、にぎわいを見せていました。その後、機（はた）織物のまちとして栄え、経済の基盤を築きました。戦後は、首都圏の拡大とともに住宅都市として順調に発展、昭和40年代より地域コミュニティ活動が全国に先駆けて開始され現在に至っています。

また本市は、成人式発祥の地であることから、名称を当時のままの「成年式」として実施しているほか、機まつりや宿場まつりといった蕨の歴史がしのばれる催しも開催されています。

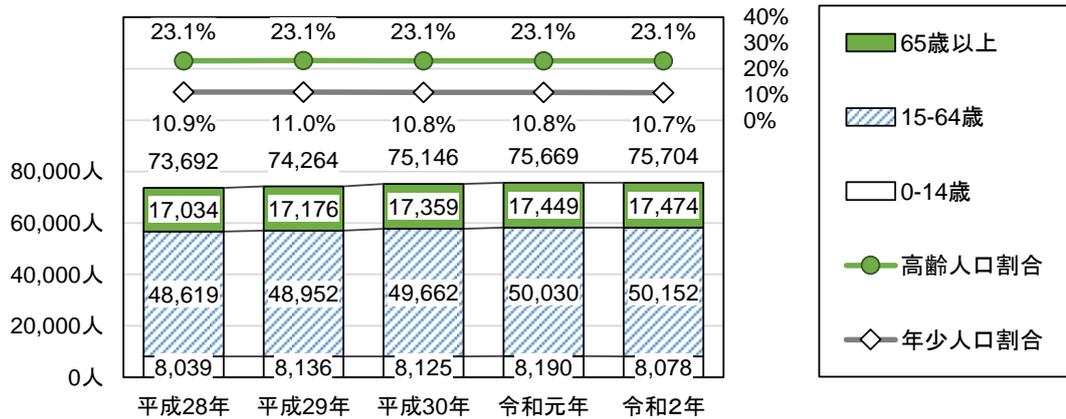
## 2 人口と世帯の状況

### 【1】人口動態

本市の人口は増える傾向にあり、そのなかで65歳以上も増加しており、令和2年では17,474人、高齢人口割合（高齢化率）は23.1%となっています。

また、年少人口割合は横ばいで、緩やかなスピードで少子高齢化は進んでいる状況です。

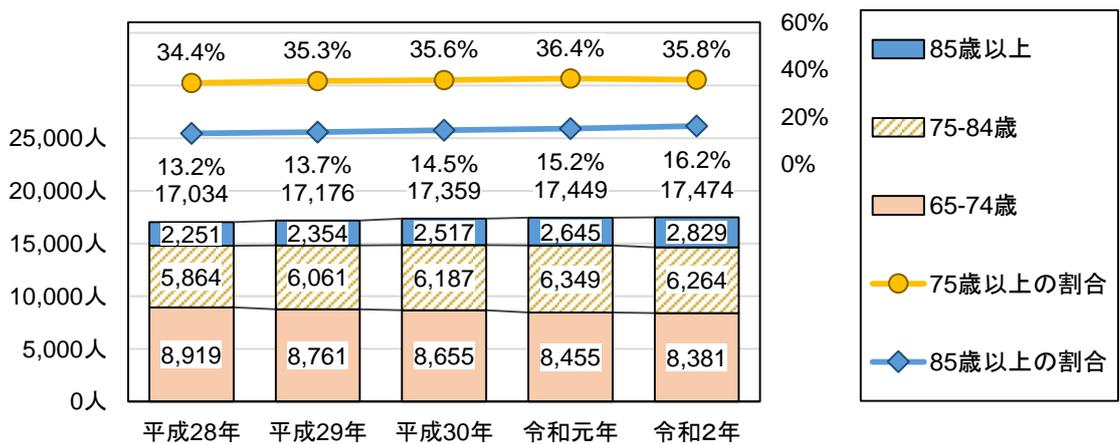
#### ■蕨市の人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本市の高齢者数の推移を年齢区分別にみると、65-74歳は微減傾向にありますが、85歳以上は微増しています。

#### ■年齢区分別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 【2】高齢者のいる世帯の状況

本市において、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年では世帯総数の33.4%にあたる11,410世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加を続けており、平成27年では高齢独居世帯は3,707世帯、高齢夫婦世帯は2,501世帯となっています。

### ■蕨市の世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	30,277 世帯	30,943 世帯	33,053 世帯	34,143 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	7,719 世帯 (25.5%)	8,860 世帯 (28.6%)	10,129 世帯 (30.6%)	11,410 世帯 (33.4%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	1,783 世帯 (23.1%)	2,317 世帯 (26.2%)	2,939 世帯 (29.0%)	3,707 世帯 (32.5%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	1,558 世帯 (20.2%)	1,885 世帯 (21.3%)	2,167 世帯 (21.4%)	2,501 世帯 (21.9%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

資料：地域包括ケア「見える化」システム

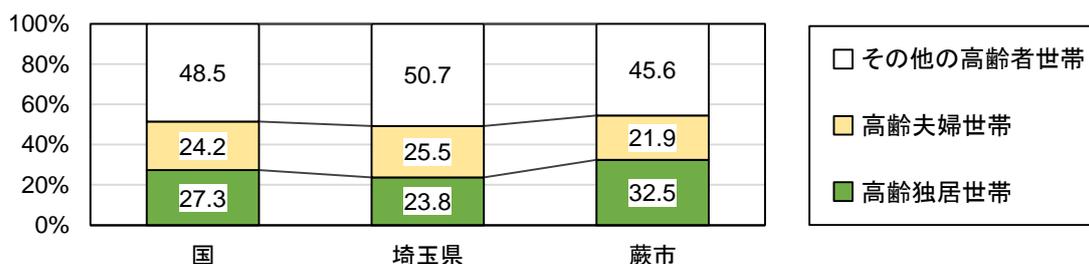
国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を下回っており、本市では高齢者を含む世帯が相対的に少ない状況にあると言えます。

高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯の割合は国及び県の水準よりも高いですが、高齢夫婦世帯の割合は国及び県の水準よりも低くなっています。

### ■蕨市と国・県の高齢者を含む世帯数（平成27年）

	国	埼玉県	蕨市
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,967,928 世帯	<b>34,143 世帯</b>
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,160,223 世帯 (39.1%)	<b>11,410 世帯 (33.4%)</b>

### ■高齢者を含む世帯数の構成比



資料：地域包括ケア「見える化」システム

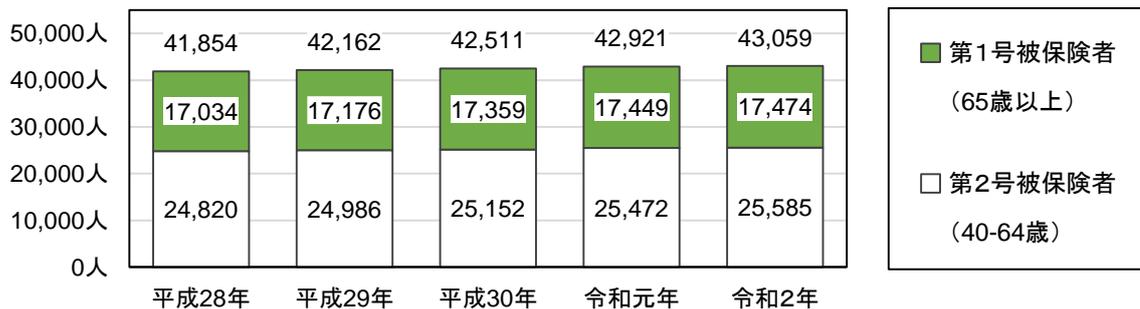
### 3 蕨市の介護保険事業の状況

#### 【1】被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は増加傾向にあり、令和2年では43,059人となっています。

被保険者の種類別にみると、いずれの年も第2号被保険者（40～64歳）が第1号被保険者（65歳以上）の数を上回っています。

■蕨市の介護保険被保険者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### 【2】要支援・要介護認定者数の推移

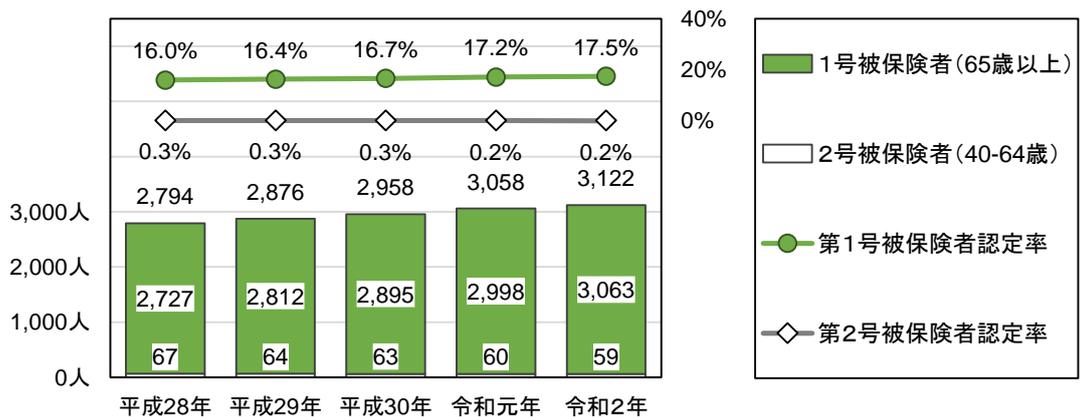
本市の要支援・要介護認定者数は、増加傾向となっています。

認定率については、第1号被保険者の認定率は増加傾向、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。

要介護度別にみると、要支援1から要介護2までの認定者は増加が目立つ一方、要介護3以上の傾向をみると、要介護3、要介護4の割合は微減傾向であり、要介護5の割合は減少しています。

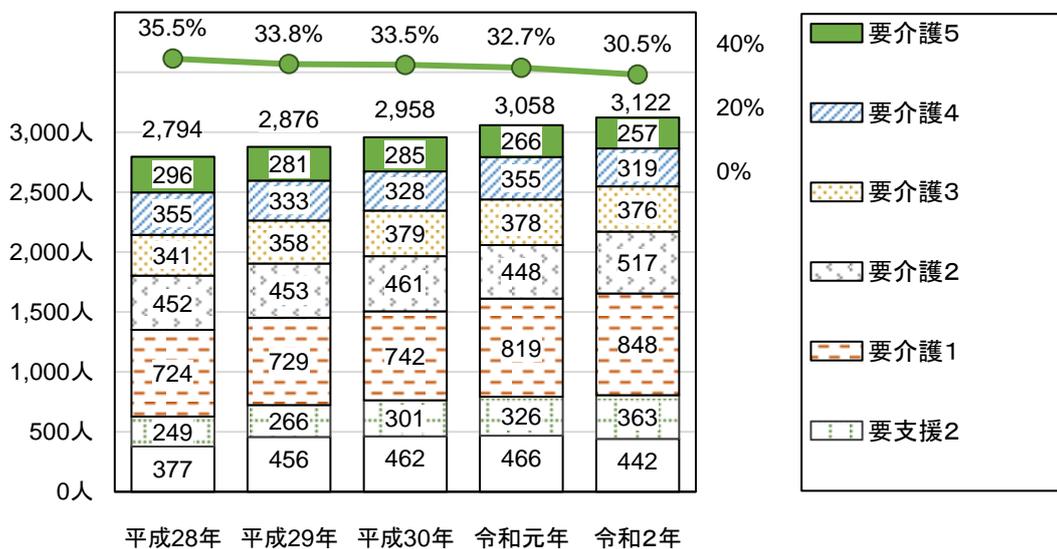
この理由としては、市内の介護サービス基盤の整備が進み、介護保険サービスが身近なものになることで、早期からサービス利用に繋がる高齢者が増えている一方で、在宅サービス・施設サービスの適切な介入によって、重度化を防ぐことができているものと考えられます。

■蕨市の要支援・要介護認定者数の推移



地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

■蕨市の要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



資料: 地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

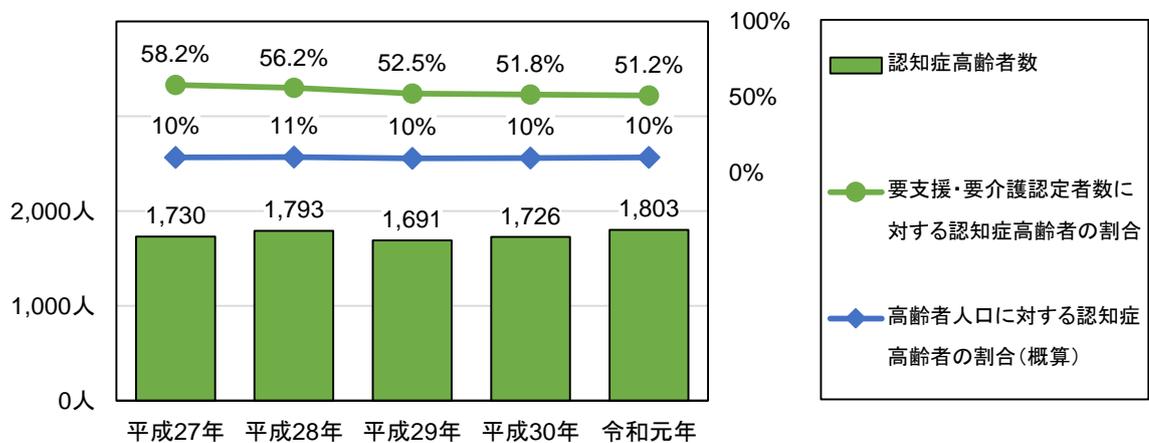
### 【3】認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、増加傾向にあり、令和元年では1,803人となっています。

高齢者人口に対する認知症高齢者の割合は、10%で推移しています。要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合をみると、令和元年では51.2%となっています。

なお、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

#### ■認知症高齢者数の推移



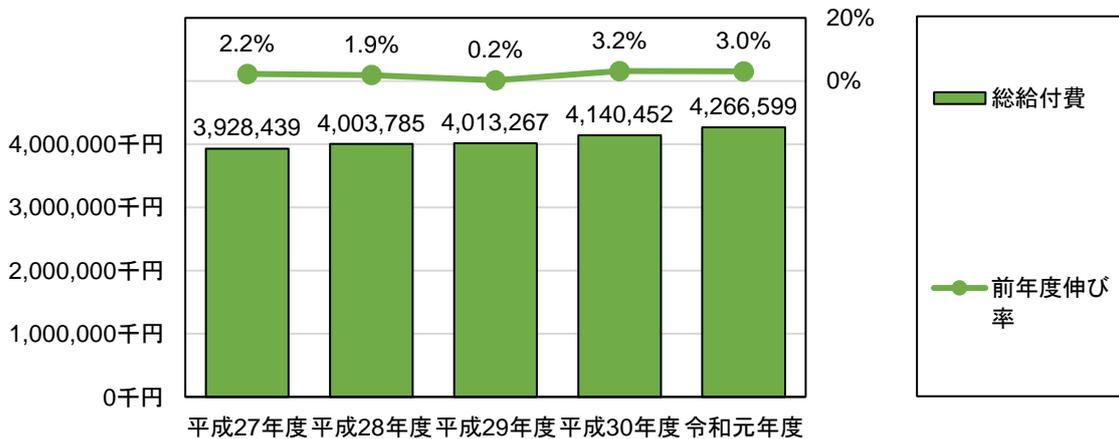
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

## 【4】介護給付費の推移

本市の介護給付費は、増加傾向で推移しており、令和元年度では42億6,659万円となっています。

令和元年度は前年度比3.0%増となっています。

### ■蕨市の介護給付費の推移

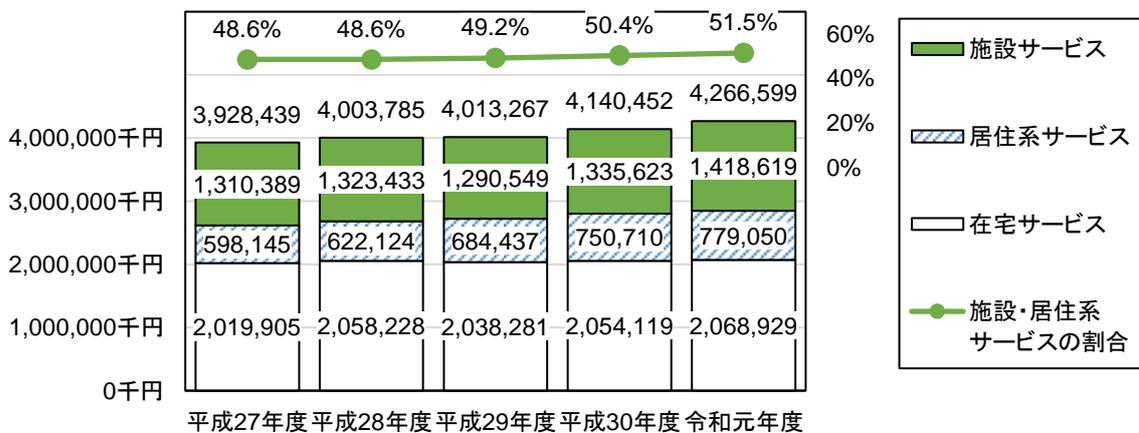


資料: 地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、施設サービス及び在宅サービス、居住系サービスの給付費はいずれも増加傾向にあります。

給付費の構成比をみると、施設・居住系サービスの割合は増加傾向であり、令和元年度では51.5%となっています。

### ■蕨市の介護給付費の推移（サービス区別）



※端数処理の関係で合計があわないことがあります。

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

## 4 アンケート調査結果

### 【 アンケート調査の実施概要 】

計画策定にあたり、以下のアンケート調査を実施しました。

#### 1) 調査の種類と対象

区分	調査対象
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本市の住民で、65歳以上の方 (要介護1～5の認定を受けている方を除く)
②在宅介護実態調査	本市の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方

#### 2) 実施方法と実施時期

区分	実施方法	実施時期
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	行政連絡員による配布 民生委員による回収	令和元年 12月27日から 令和2年 1月31日まで
②在宅介護実態調査		

#### 3) 回収結果

区分	調査票配布数	有効回答数【率】
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	622件	528件【84.9%】
②在宅介護実態調査	611件	528件【86.4%】

## 【1】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

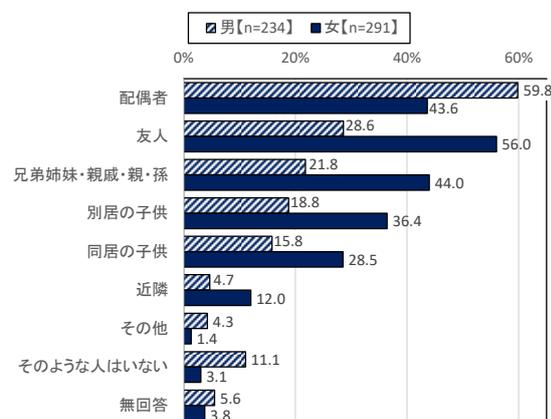
### ① 相談相手など

○心配ごとや愚痴を聞いてくれる人を性別クロス集計でみると男性は「配偶者」が59.8%で最も多くなっていますが、女性は43.6%と、「友人」(56.0%)、「兄弟・親戚・親・孫」(44.0%)に次ぐ順番となっています。また、「そのような人はいない」は男性の方が8ポイント高くなっています。

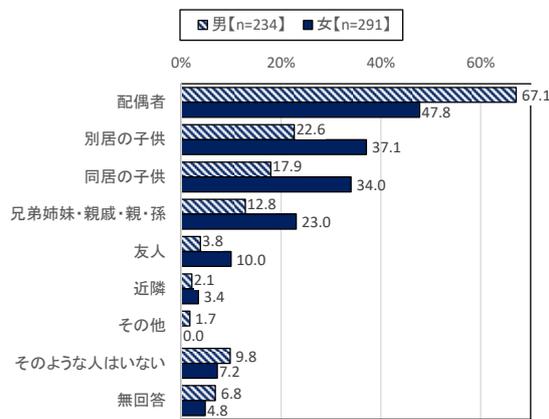
○病気などの際に看病や世話をしてくれる人についても、男女ともに「配偶者」が最も多く、次点以降の並びも同じですが、男性と女性の比率は逆転しています。また、「そのような人はいない」は男性の方が2.6ポイント高くなっています。

Q 以下のようなことをしてくれる人はどなたですか。

＜心配ごとや愚痴を聞いてくれる人＞



＜看病や世話をしてくれる人＞

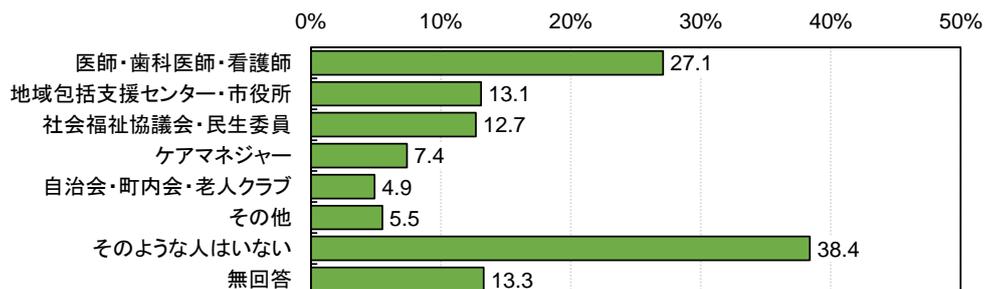


資料：蕨市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

○家族や友人・知人以外で、なにかあった時に相談する相手としては、「医師・歯科医師・看護師」が27.1%で最も多く、以下、「地域包括支援センター・市役所」が13.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が12.7%などとなっています。

○一方で、38.4%は「そのような人はいない」と回答しています。

Q 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。(いくつでも)



【n=528】

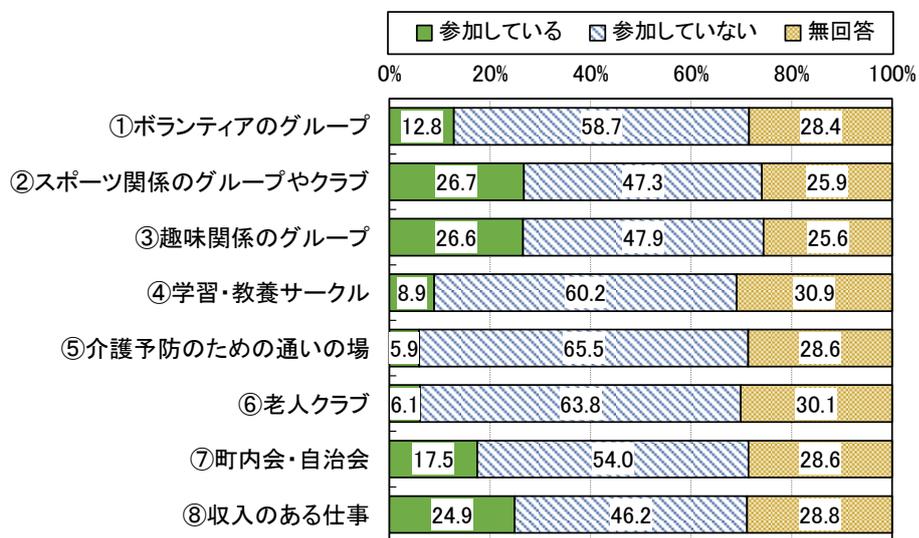
資料：蕨市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## ② 地域における活動について

- 会・グループ等への参加頻度は、②スポーツ関係のグループやクラブが26.7%で最も多く、次いで③趣味関係のグループが26.6%、⑧収入のある仕事が24.9%となるなど、3割程度の参加頻度に留まっています。
- 地域住民によるグループ活動に参加してみたいかを尋ねたところ、介護予防活動に実際に取り組む側としての参加意向（「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」）は約4割となっています。
- 企画・運営者（世話役）としての参加については、「参加したくない」が約6割と過半数を占めており、参加意向は2割程度となっています。

Q 以下のような会・グループ等にどれくらいの頻度で参加していますか。

※① - ⑧それぞれに回答してください。

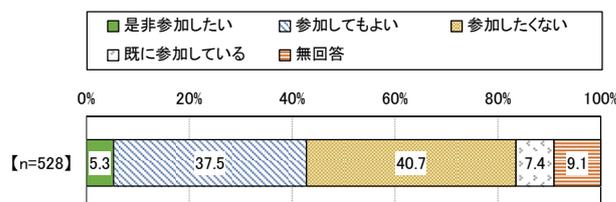


【n=528】

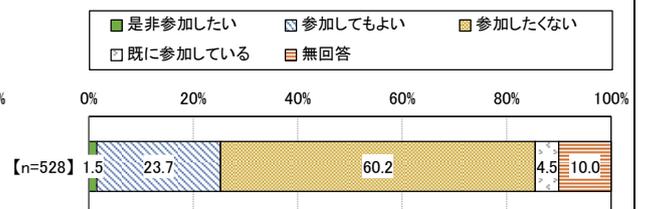
資料：蕨市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

Q 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか。（1つ）

< 参加者として >



< 企画・運営者（世話役）として >



資料：蕨市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

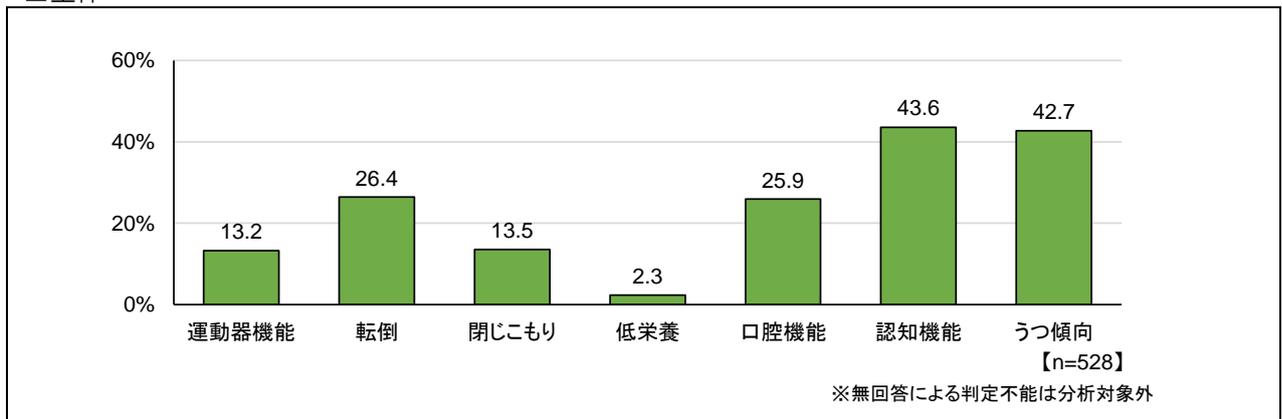
### ③ 生活機能低下リスクの該当状況

○年齢別生活機能低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」の43.6%、「うつ傾向」の42.7%で該当者が4割と高くなっています。

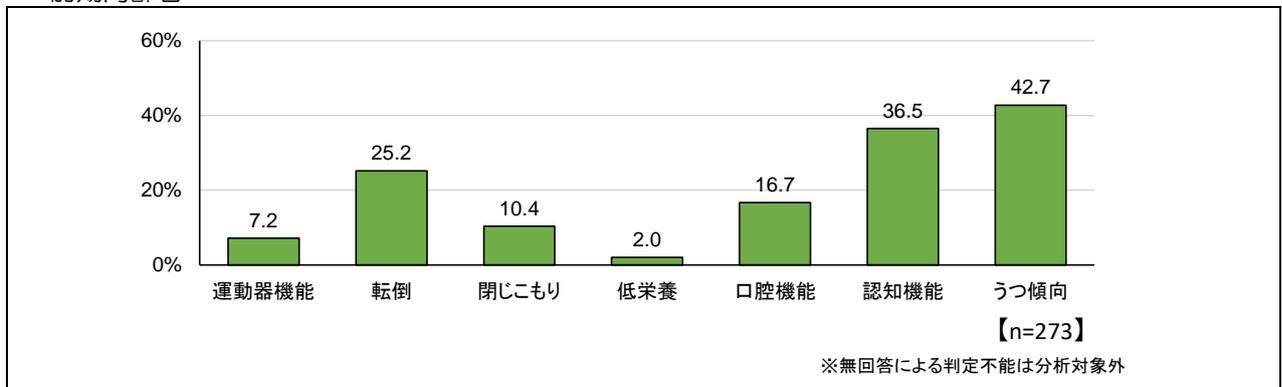
○前期高齢者（65～74歳）では、「うつ傾向」が42.7%と高い傾向がみられました。「認知機能」も36.5%と全体よりは下回っているものの、高くなっています。

○後期高齢者（75～85歳以上）では、「認知機能」が51.4%と5割を超えています。また、「口腔機能」のリスク該当者が35.7%と前期高齢者の16.7%と比較しても大幅に高くなっています。

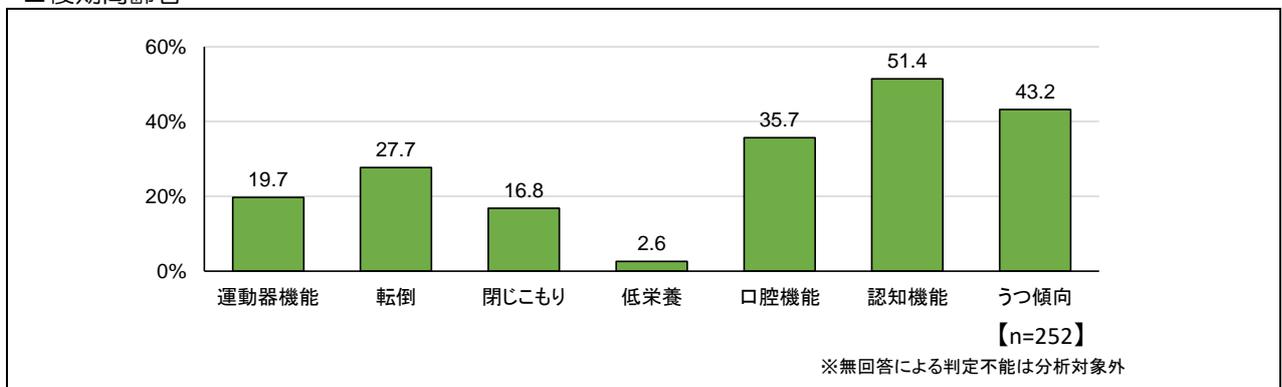
#### ■全体



#### ■前期高齢者



#### ■後期高齢者



資料：蕨市介護予防・日常生活圏域二エズ調査

## 【2】在宅介護実態調査

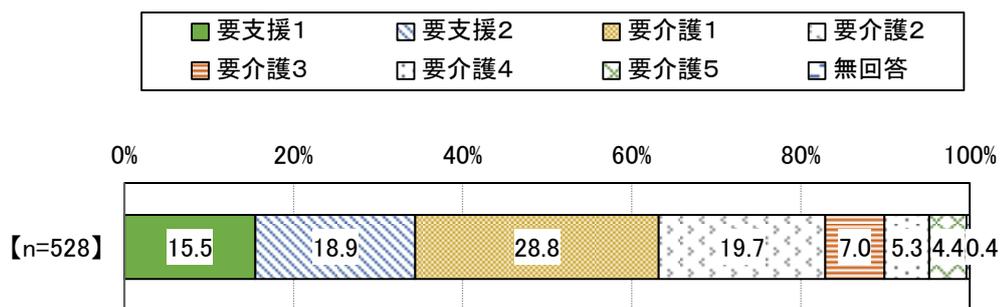
### ① 要介護認定状況

○要介護認定の状況については、「要介護1」が28.8%で最も多く、以下、「要介護2」が19.7%、「要支援2」が18.9%、「要支援1」が15.5%、「要介護3」が7.0%、「要介護4」が5.3%、「要介護5」が4.4%となっています。

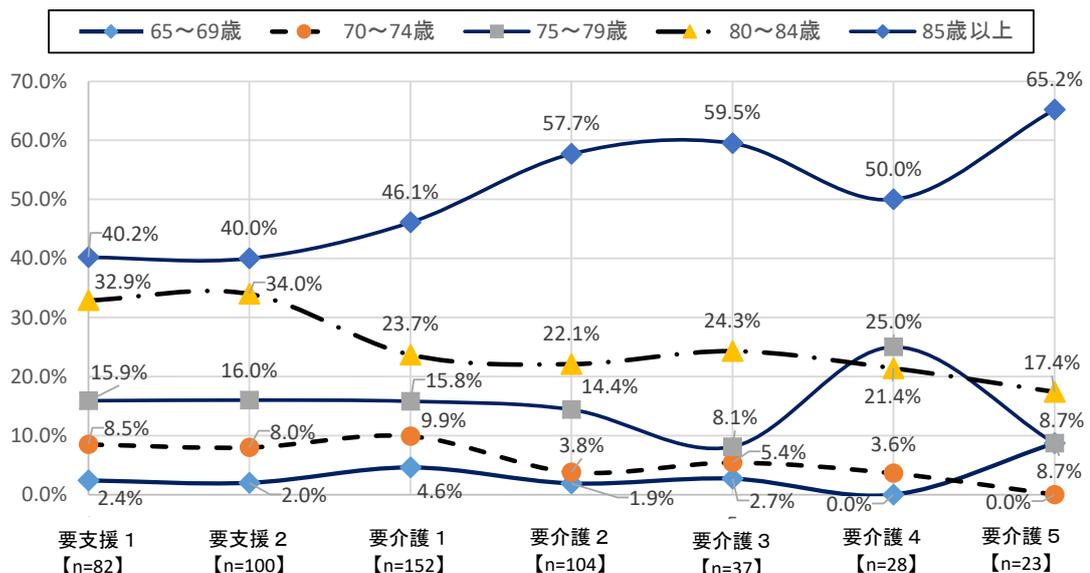
○年齢別クロス集計をみると、「65～69歳」と「85歳以上」では「要介護5」、「70～74歳」では「要介護1」、「75～79歳」では「要介護4」、「80～84歳」では「要支援2」が最も多くなっています。

また、要介護認定状況においても、「85歳以上」と「80～84歳」の占める割合が高くなっています。そのなかで「要介護4」においては、「80～84歳」よりも「75～79歳」の占める割合が高くなっています。

#### Q 要介護認定状況について、ご回答ください（1つ）



#### 《年齢別クロス集計》

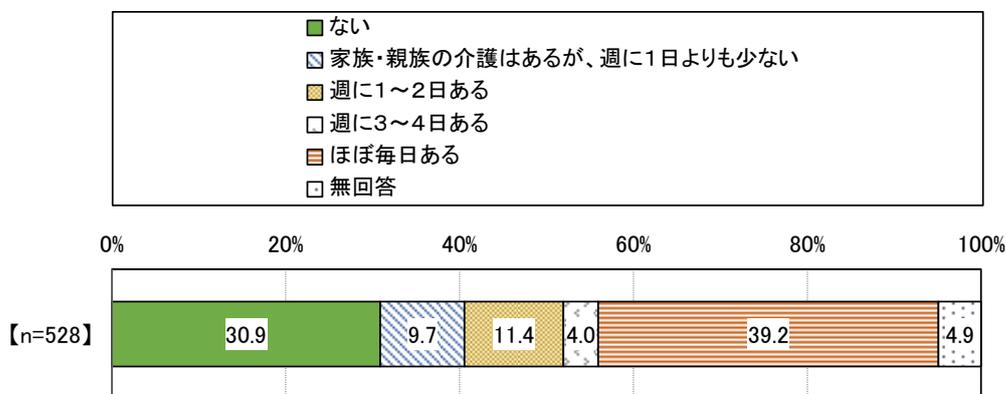


資料：蕨市在宅介護実態調査

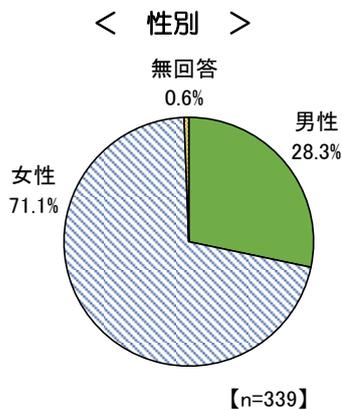
## ② 在宅で介護を担っている家族・親族

- 週に1日以上家族や親族から介護を受けている割合は、54.6%となっています。
- 家族（親族）介護者の性別については「女性」が71.1%、「男性」が28.3%となっています。
- 家族（親族）介護者の年齢については「50代」が30.7%で最も多く、次いで「60代」の25.7%となっています。
- 60代以上の介護者は全体の6割を占めています。
- 最近1年間で、介護をしている家族（親族）が介護を主な理由として離職した割合は8.6%となっています。

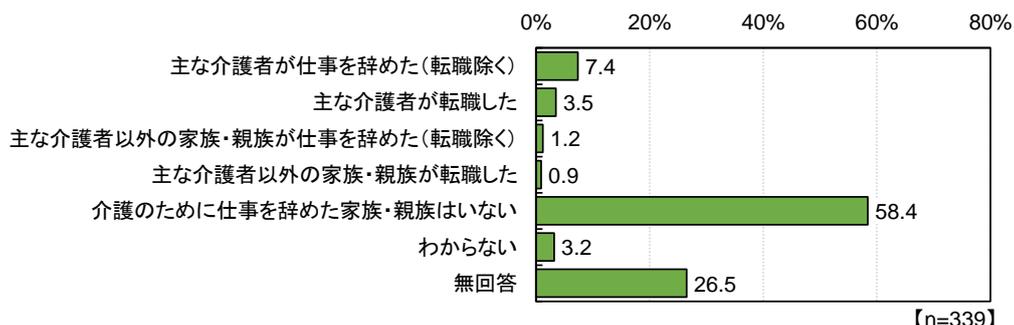
Q ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。（1つ）



Q 家族（親族）介護者の方の性別・年齢について、ご回答ください。（それぞれ1つ）



Q 家族や親族の中で介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。（1つ）



資料：蕨市在宅介護実態調査

### ③ 家族（親族）介護者が「行っている介護」と「不安を感じる介護」

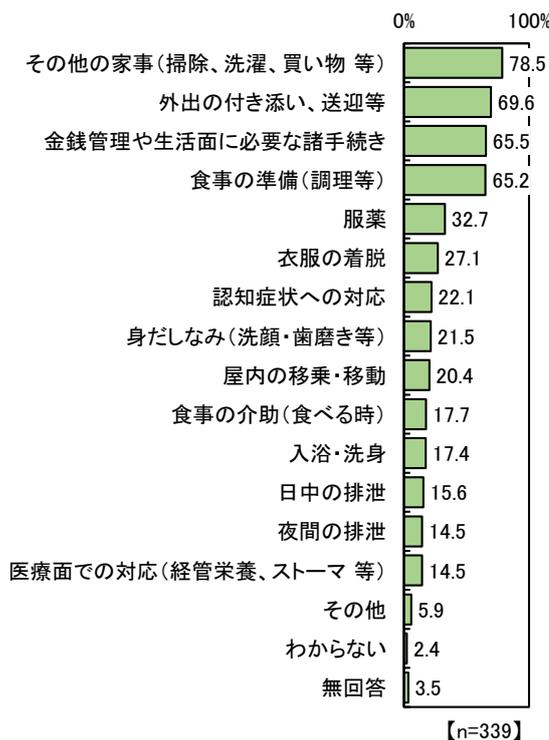
○家族（親族）介護者が行っている主な介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が78.5%、「外出の付き添い、送迎等」（69.6%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（65.5%）、「食事の準備（調理等）」（65.2%）がいずれも6割を超えて多く挙げられています。

○家族（親族）介護者が不安を感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」がともに19.9%と最も多く、次いで、「夜間の排泄」（17.6%）、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（15.9%）、「食事の準備（調理等）」（15.2%）と続いています。

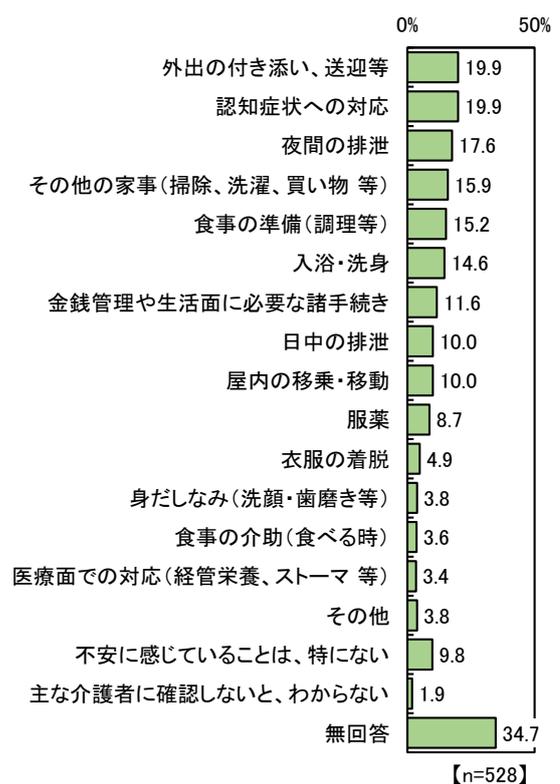
○「実際に行っている介護」と「不安を感じる介護」における上位回答と重複しているものは、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」と「外出の付き添い、送迎等」となっています。

Q 現在、主な介護者の方が行っている介護、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護などについてご回答ください。

#### < 現在行っている介護（いくつでも） >



#### < 不安を感じる介護（3つまで） >



資料：蕨市在宅介護実態調査

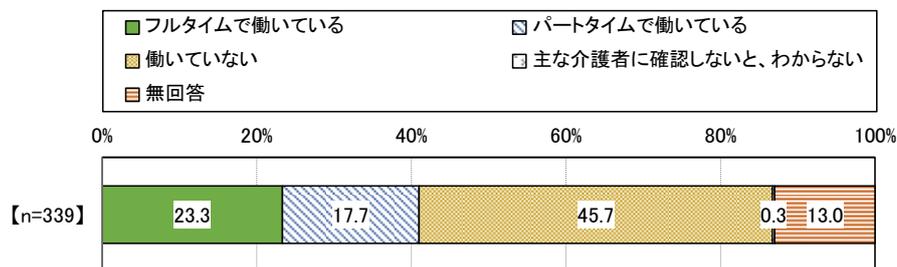
#### ④ 就労している家族（親族）介護者について

○家族（親族）介護者の就労状況をみると、フルタイム勤務が23.3%、パートタイム勤務が17.7%の計41.0%が就労しています。

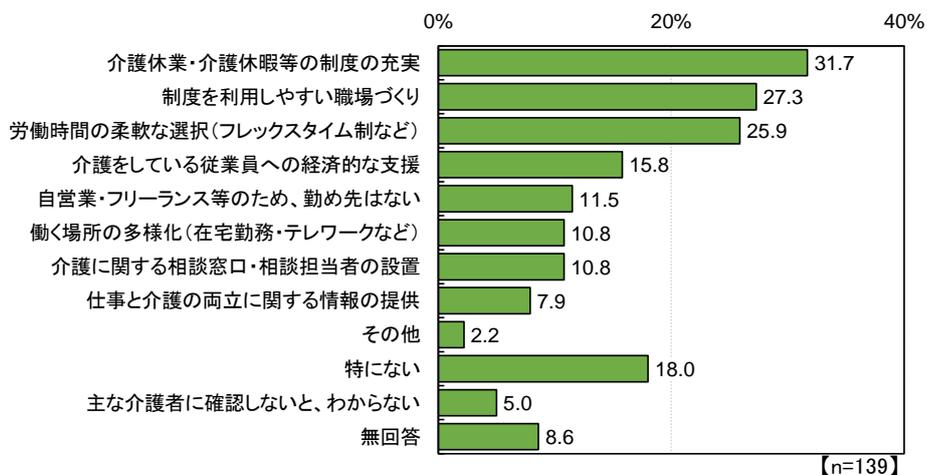
○仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援として、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（31.7%）、「制度を利用しやすい職場づくり」（27.3%）、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（25.9%）が多く挙げられています。

○今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「続けていくのは、かなり難しい」が7.2%、「続けていくのは、やや難しい」が7.9%となっています。

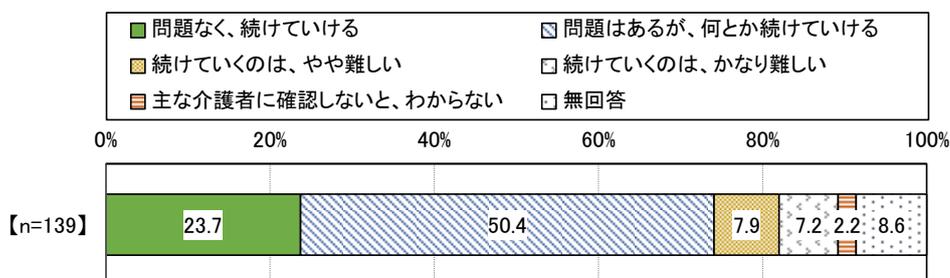
Q 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。（1つ）



Q 勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。（3つまで）



Q 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。（1つ）

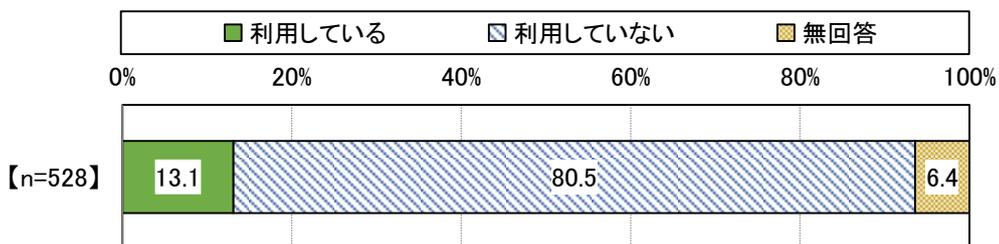


資料：蕨市在宅介護実態調査

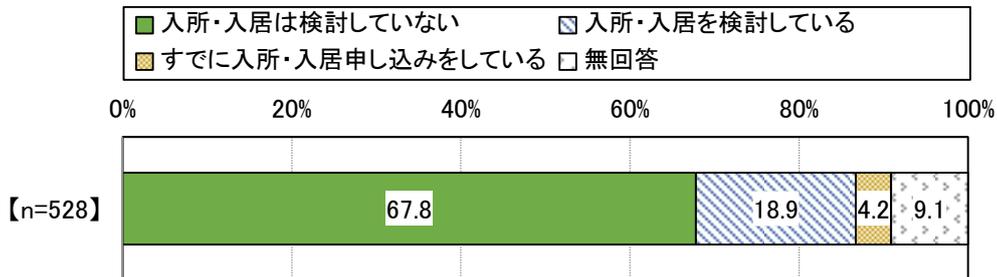
⑤ 在宅生活を続けるために重要なこと

○在宅で生活する要介護者のうち、訪問診療を利用している割合は13.1%です。  
 ○在宅で生活する要介護者のうち、施設などへの入所・入居の申込みをしている割合は4.2%、検討している割合は18.9%となっています。  
 ○在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「外出同行（通院、買い物など）」（23.1%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（22.9%）がいずれも2割程度と上位を形成しています。また、「掃除・洗濯」（15.9%）、「見守り、声かけ」（14.4%）、「配食」（12.7%）なども比較的多く挙げられています。

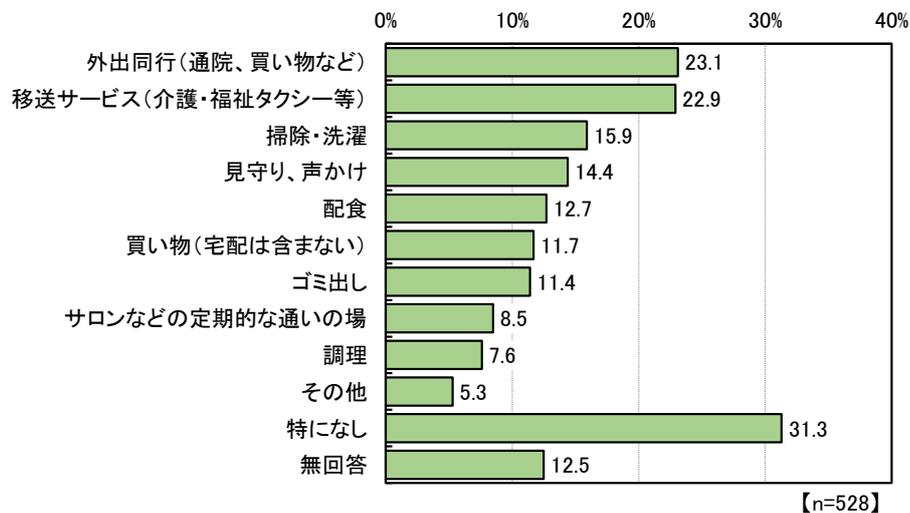
Q ご本人（認定調査対象者）は、現在、訪問診療を利用していますか。（1つ）



Q 現時点での、施設などへの入所・入居の検討状況について、ご回答ください。（1つ）



Q 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。（いくつでも）



資料：蕨市在宅介護実態調査

## 5 高齢者を取り巻く主な課題

### ▼相談支援体制の充実

本市の高齢独居世帯、高齢夫婦世帯は増加傾向にあります。

アンケート調査では、高齢者にとって心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が最も多く、また家族や友人・知人以外の相談相手については、全体の4割近くが「そのような人はいない」と回答しています。

相談体制の充実を図るとともに、相談できる場所の周知・広報にも取り組んでいくことが必要です。

### ▼在宅生活の継続に向けた支援体制づくり

アンケート調査において、要介護者に在宅生活継続のために必要なサービスを尋ねたところ、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」などの移動支援、「掃除・洗濯」や「見守り・声かけ」、「配食」など身の回りの生活支援が求められています。

また、地域住民によるグループ活動に、企画・運営者（世話役）として参加する意向を持つ人は2割程度でした。

地域において、公的サービスと住民による民間支援を組み合わせることで、よりよい高齢者の暮らしを支えていけるよう、地域住民や組織の主体的な活動を促進し、高齢独居世帯・高齢夫婦世帯などの見守りや日常生活支援の体制づくりを推進していく必要があります。

### ▼孤立予防と生きがいづくりの支援の充実

地域における活動は、高齢者の孤立や閉じこもりを防ぐとともに、人との繋がりや交流の促進を図ることができます。その一方で、高齢者のライフスタイルは多様化していることから、高齢者一人ひとりの意思を尊重することが大切です。

そのなかで、高齢者の孤立や閉じこもりを防ぐためにも、積極的に活動しているグループやクラブの紹介情報をはじめ、事業内容の周知とわかりやすい情報提供などに取り組み、活動への参加を促すことが必要です。

また、地域における住民主体の取り組みの啓発と活動を促すことで、より地域に根ざした生きがい活動や交流機会のさらなる充実を図ることが課題と言えます。

### ▼介護予防の推進

本市の高齢者については、「うつ傾向」をはじめ、「口腔機能」、「運動器機能」など生活機能の低下を防ぐ介護予防の取り組みを推進していくことが重要です。

アンケート調査では、「介護予防のための通いの場」や「老人クラブ」への参加頻度はあまり高くありませんでした。生活機能の低下を防ぐためにも、身近な地域における通いの場や老人クラブの事業内容や取り組みを周知するとともに、自主的な介護予防活動を地域に広げていくことが必要になってきます。

### ▼家族介護者などの支援の充実

要介護者に対するアンケート調査では、家族などが自宅で介護を担っている割合は6割以上を占め、主な介護者については女性が7割、年代では60代より上の世代が全体の6割を占めています。また、介護者の約4割が働きながら介護を行っています。このうち、15.1%が「働きながら介護を続けていくことは難しい」、50.4%が「問題はあるが、何とか続けていける」と回答しています。

介護疲れや介護ストレスなどは、家族などによる虐待の発生要因と言われております。虐待を未然に防ぐためにも、介護に関する不安や悩みを聞き、助言などを行う相談支援などの家族介護者の支援を図ることも重要です。同時に、介護休業や介護休暇など制度面の充実や制度を利用しやすい職場づくりなど、企業に対し制度について情報提供・周知を図る必要があります。

### ▼介護サービス基盤の充実

本市の要支援・要介護認定者は増加しており、令和2年9月末時点での第1号被保険者の認定率は17.5%となっています。介護認定状況を踏まえ、高齢者の状態や具体的なサービス内容等のデータを活用して適切なサービスを提供していく必要があります。データ活用にあたり、個人情報取り扱いへの配慮を進めていくとともに、活用促進の面でも必要な環境整備について検討をすすめていきます。

また、介護者が不安に感じる介護と、実際に行う介護との重複関係を見たところ、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」や「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」などが該当しました。実質的な支援として、家事援助や外出支援、移動手段の充実などによる介護者の負担軽減への取り組みが求められます。

### ▼在宅医療と介護の連携推進

アンケート調査では、在宅で生活する要介護者のうち、訪問診療を利用している割合は13.1%となっています。

在宅医療と介護の連携は、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが予想されています。そのため、地域において関係者・関係機関の連携が図られる体制づくりを推進していくとともに、広く市民に在宅医療に関する正しい知識を普及啓発していく必要があります。

## 6 第7期計画の評価

第7期計画の策定にあたっては、上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを踏まえ、「高齢者の健康と生きがいづくり」「高齢者福祉サービスの充実」「介護サービスの充実」「地域支援事業の充実」の4点を基本目標に掲げ、計画を推進してきました。

1点目の「高齢者の健康と生きがいづくり」では、高齢者クラブやシルバー人材センターの活動などを通じた社会参加を進めてきました。しかしながら、年金支給開始年齢の引き上げや企業の定年延長といった雇用環境の変化もあり、会員数は横ばいまたは減少しています。また、生活支援コーディネーターの働きかけにより、蕨市社会福祉協議会で有償ボランティア事業がモデル的に運営され、元気な高齢者がボランティア会員としても活動しています。

2点目の「高齢者福祉サービスの充実」では、福祉連絡システムや日常生活用具の給付事業など安全・安心な生活に資するサービスの提供に努めました。一方、高齢者が増加していくなかで、制度の維持やニーズの変化に向けた見直し等の検討も必要です。

3点目の「介護サービスの充実」では、介護サービスの基盤整備を行うため事業者を公募していた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が、令和元年6月に事業開始となりました。在宅介護サービスの選択肢が増えましたので、今後も広く周知していきます。また、介護保険サービスの適正な提供に努めた結果、介護保険給付費は第7期計画の89.5%、地域支援事業費は計画値の101.5%になると推計され、その合計額は計画値の範囲内となっています。

4点目の「地域支援事業の充実」では、要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

地域の医療・介護関係者間では、医療と介護のサービスを切れ目なく提供するための課題検討から始まり、合同の研修会や、市民の皆さんに在宅医療を知っていただくためのセミナーを開催しました。認知症対策としては、新たな認知症サポーターの養成に加え、学んだ知識の再確認や対応方法を学ぶフォローアップ講座も実施しています。その他、介護予防事業や多職種による地域ケア会議の開催などにより、高齢者の生活機能向上や維持・悪化防止に資するサービスや仕組みづくりを図っています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることが出来る「地域包括ケアシステム」の構築を進め、また、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

本市では、第6期計画から地域包括ケアシステムの構築に取り組み、第7期計画においても、第6期計画で掲げた基本理念を受け継ぎ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えて、医療・介護・福祉の多職種の連携を深めながら、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みました。

第8期計画では、事業の継続性の観点から基本的には第7期計画の体系を踏襲するとともに、いわゆる「団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）」が65歳以上となる令和22年の歳市の姿を踏まえ、必要な項目を追加、網羅した計画とします。

#### 基本理念

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび  
～やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして～

本計画では、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの高齢者支援に関する目標である、「高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防、地域への参加の促進、就労の機会づくりなどを進め、高齢になっても健康で生きがいを持ち、できる限り自立した生活を送ることが出来る環境づくり」を目指して、「高齢者の健康と生きがいづくり」「高齢者福祉サービスの充実」「介護サービスの充実」「地域支援事業の充実」の4つの施策を柱に、取り組みます。

日本一コンパクトな市域と活発なコミュニティ活動などの地域資源を有する蕨市で、みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまちを目指し、その核となる「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、やさしさと思いやりがあり、地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

## 2 基本目標

基本理念を達成するための基本となる目標を設定します。

本市の基本目標は、第7期計画を継承・発展させて、「高齢者の健康と生きがいづくり」「高齢者福祉サービスの充実」「介護サービスの充実」「地域支援事業の充実」とします。

### ①高齢者の健康と生きがいづくり

明るく活力のある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることが重要であり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 25

### ②高齢者福祉サービスの充実

高齢者を含めたすべての市民が住み慣れた地域で、安全に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、高齢者に適した住宅改修の支援など、高齢者にやさしい住環境づくりに努めます。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 27

### ③介護サービスの充実

介護保険制度の安定した運営や介護給付の適正化、需要に応じた介護サービスを供給する基盤づくりを行い、安心して介護サービスを利用できるまちづくりを目指します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 26

## ④地域支援事業の充実

高齢化が進んでいく社会では、高齢者が要支援・要介護状態にならないように、またはその状態が悪化しないようにする「介護予防」の取り組みを強力に推進することが重要です。

介護予防の取り組みには、要支援認定者を対象とした介護予防給付や総合事業として実施しているもの、要支援・要介護状態等になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施しているものなどがあります。これらのサービスや取り組みが連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりが実践されるよう施策を推進します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 26、27

### 3 施策の方向性

基本目標を達成するために、次のとおり施策の方向性を掲げます。

#### (1) 高齢者の健康と生きがいづくり

##### 1 健康づくりの推進

「第2次わらび健康アップ計画」と連携し、いつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康への関心を高めるとともに、生活習慣病予防の強化に取り組みます。

##### 2 生涯学習・スポーツの推進

高齢者の学習・創作活動の参加促進や気軽に参加できるスポーツ活動の普及を図り、仲間との交流や生きがいづくりにつなげます。

##### 3 余暇活動の充実

高齢者が長年培ってきた経験と知識・技能を活かしながら充実した生活を送れるよう、活動場所や交流機会の提供を行い、社会参加を推進します。

##### 4 地域活動への支援

地域で支え合うコミュニティを形成するための地域ボランティアの育成や、ネットワークの構築を図り、見守り体制の推進など地域活動を支援していきます。

#### (2) 高齢者福祉サービスの充実

##### 1 福祉サービスの充実

高齢者福祉サービスとして、各種の給付制度や助成制度の周知、活用の促進を図り、経済的な支援を実施します。

##### 2 福祉のまちづくり

高齢者や市民が安心して生活できるよう、公共施設の改修や集合住宅建替え時におけるユニバーサルデザインの推進のほか、コミュニティバスによる移動・外出支援に取り組みます。

### (3) 介護サービスの充実

#### 1 介護サービスの充実と介護保険の適正な運営

介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量に見合う供給体制の確保に努めるとともに、サービスが利用者に適切に選択され、利用されるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

#### 2 居宅サービス

介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、各サービスの充実に努めます。

#### 3 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用状況等を確認しつつ、看護小規模多機能型居宅介護などの新たなサービスの整備について検討を行うなど、365日切れ目なく支えていく体制作りを推進します。

#### 4 施設サービス

特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設を所管する埼玉県とも連携しながら、入所待機者の解消と施設サービスの充実、介護離職の防止に努めます。

### (4) 地域支援事業の充実

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等が利用する訪問・通所のサービスや住民主体の介護予防活動など、地域で高齢者を支える多様なサービス基盤の整備に取り組みます。

#### 2 包括的支援事業

地域包括支援センターを中心に、高齢者の総合相談や権利擁護に取り組むほか、在宅医療と介護の連携推進や認知症総合支援事業を推進します。

#### 3 任意事業

介護をしている家族への支援、住宅改修支援や配食サービスなど高齢者の自立した生活を支援するための事業を実施します。

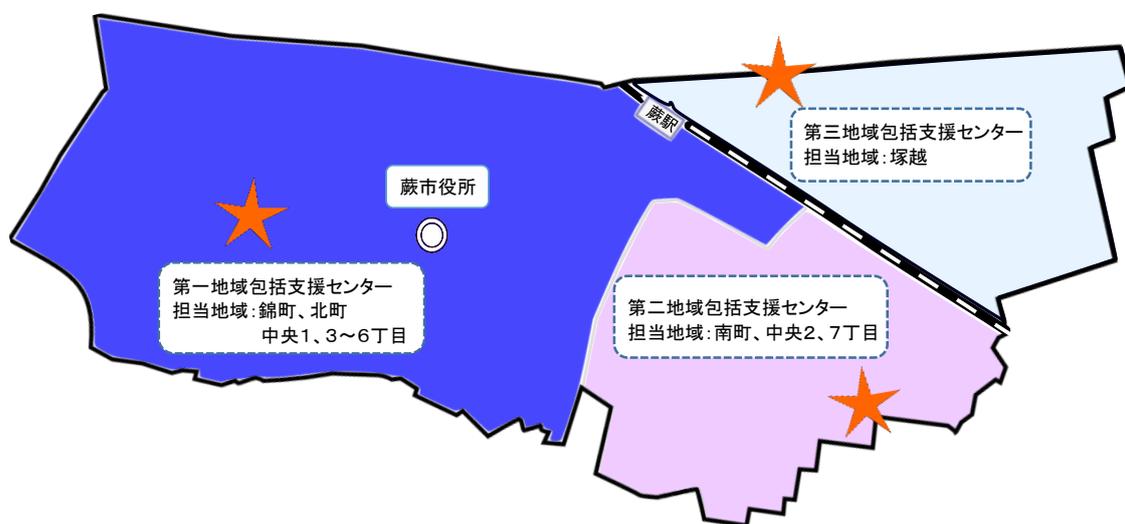
## 4 日常生活圏域の設定

### 【1】日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件・人口・交通・その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

第8期においても、本市の地域性や諸条件に基づき、引き続き1圏域として設定し、地域に密着したサービス体制の構築・充実を図ります。

日常生活圏域は1圏域となりますが、きめ細やかな相談体制を確立するため、地域包括支援センターは下図のとおり3ヶ所に設置しております。



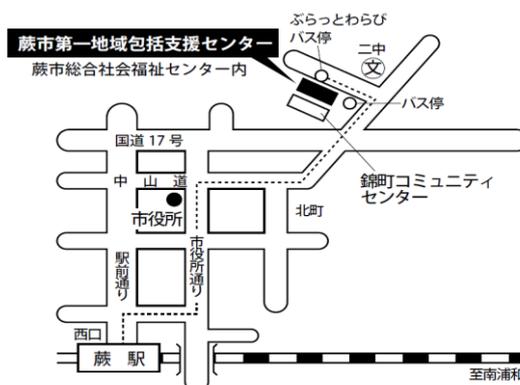
## 【2】地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域における介護・福祉・保健などのワンストップ相談窓口であり、地域包括システムの中核となる「地域包括支援センター（愛称：高齢者サポートセンター）」。令和3年4月には第三地域包括支援センターが塚越地区にオープンします。職員の専門性を活かしながら連携をとり、地域に根差した活動を進めていきます。

### 蕨市第一地域包括支援センター

担当地区：錦町、北町、中央1・3～6丁目  
 平日（月～金） 8：30～17：15  
 〒335-0005 蕨市錦町3-3-27  
 総合社会福祉センター内  
 TEL：048-434-6721

徒歩 蕨駅西口より25分  
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス  
 「ぶらっとわらび」西ルート（市民体育館先回り）「⑮総合社会福祉センター」前もしくは、西ルート（市役所先回り）「⑳総合社会福祉センター」前



### 蕨市第二地域包括支援センター

担当地区：南町、中央2・7丁目  
 平日（月～金） 8：30～17：15  
 〒335-0003 蕨市南町2-32-20  
 いきいきタウン蕨内  
 TEL：048-290-8587

徒歩 西川口駅西口より10分  
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス  
 「ぶらっとわらび」南ルート  
 「⑬三和中央通り」徒歩3分

### 蕨市第三地域包括支援センター

担当地区：塚越  
 平日（月～金） 8：30～17：15  
 〒335-0002 蕨市塚越2-7-6  
 TMSビル101  
 TEL：048-498-6122

徒歩 蕨駅東口より6分  
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス  
 「ぶらっとわらび」東ルート「③塚越2丁目」徒歩3分



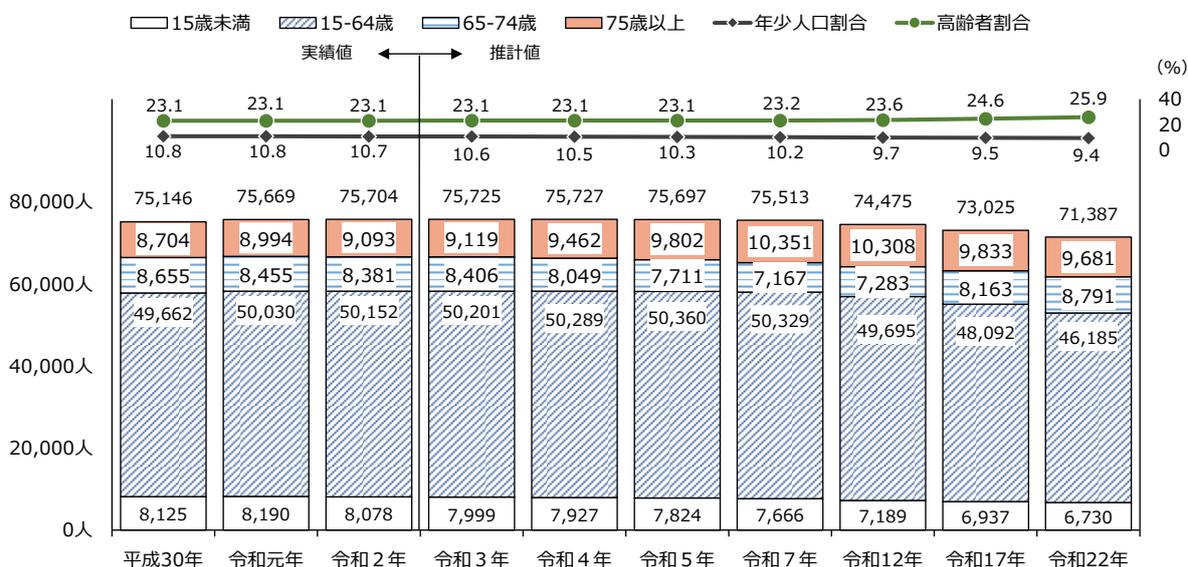
## 5 高齢者等の将来推計

### 【1】人口と高齢者の推計

本市における人口変化率の実績値を用いて将来人口の推計を行った結果、本市の人口はほぼ横ばいの傾向にあり、計画の最終年となる令和5年の人口は75,697人と推計されます。

その一方で、高齢者人口は微増傾向で推移することが見込まれており、令和5年には17,513人と推計しています。このうち、前期高齢者（65～74歳）が7,711人に対して、後期高齢者（75歳以上）は9,802人となる見込みです。また、高齢化率は横ばいで推移する見込みです。

#### ●人口と高齢化率の推計



資料：平成30～令和2年は住民基本台帳の実績値  
令和3年以降はコーホート変化率法\*に基づく推計値

各年10月1日現在

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

なお、令和7年において人口が75,513人、高齢者人口は17,518人、高齢化率は23.2%に、令和22年においては、人口が71,387人、高齢者人口は18,472人、高齢化率は25.9%に達する見込みです。

● 蕨市の年齢区分別人口の推移と推計

区分	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	75,146	75,669	75,704	75,725	75,727	75,697	75,513	71,387
40-64歳人口 (対総人口比)	25,152 33.5%	25,472 33.7%	25,585 33.8%	25,590 33.8%	25,748 34.0%	25,934 34.3%	26,206 34.7%	27,310 38.3%
高齢者人口【65歳以上】 (対総人口比)	17,359 23.1%	17,449 23.1%	17,474 23.1%	17,525 23.1%	17,511 23.1%	17,513 23.1%	17,518 23.2%	18,472 25.9%
前期高齢者【65-74歳】 (対高齢者人口比)	8,655 49.9%	8,455 48.5%	8,381 48.0%	8,406 48.0%	8,049 46.0%	7,711 44.0%	7,167 40.9%	8,791 47.6%
後期高齢者【75歳以上】 (対高齢者人口比)	8,704 50.1%	8,994 51.5%	9,093 52.0%	9,119 52.0%	9,462 54.0%	9,802 56.0%	10,351 59.1%	9,681 52.4%
75-84歳 (対高齢者人口比)	6,187 35.6%	6,349 36.4%	6,264 35.8%	6,126 35.0%	6,354 36.3%	6,588 37.6%	6,970 39.8%	5,631 30.5%
85歳以上 (対高齢者人口比)	2,517 14.5%	2,645 15.2%	2,829 16.2%	2,993 17.1%	3,108 17.7%	3,214 18.4%	3,381 19.3%	4,050 21.9%

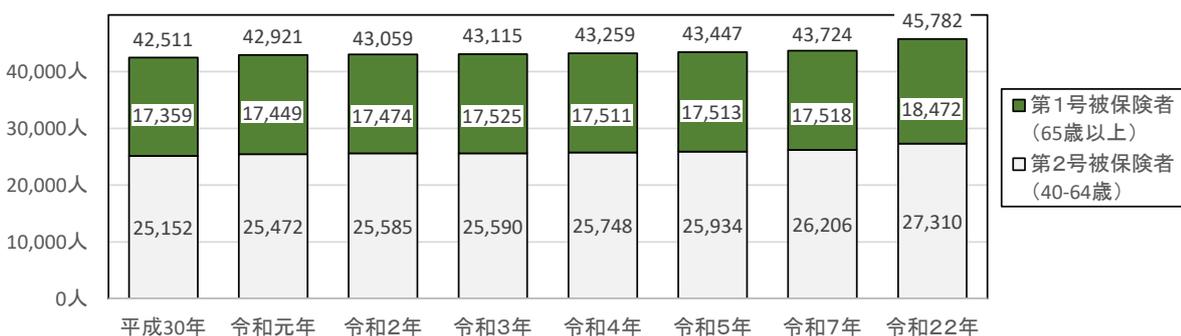
資料：平成30～令和2年は住民基本台帳の実績値  
令和3年以降はコーホート変化率法に基づく推計値  
各年10月1日現在

【2】 被保険者数の見込み

推計人口から、令和3～令和5年までの介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者の今後の増減をみると、第1号被保険者数は横ばいで推移するのに対し、第2号被保険者数は増加傾向で推移することが見込まれています。

令和5年の被保険者数は、第1号被保険者が17,513人、第2号被保険者は25,934人となり、合計は43,447人と推計されます。

● 第1号被保険者数と第2号被保険者数の見込み



資料：平成30～令和2年は住民基本台帳の実績値  
令和3年以降はコーホート変化率法に基づく推計値  
各年10月1日現在

なお、令和7年の被保険者数は、第1号被保険者が17,518人、第2号被保険者が26,206人の合計43,724人。令和22年の第1号被保険者は18,472人、第2号被保険者は27,310人の合計45,782人と推計されます。

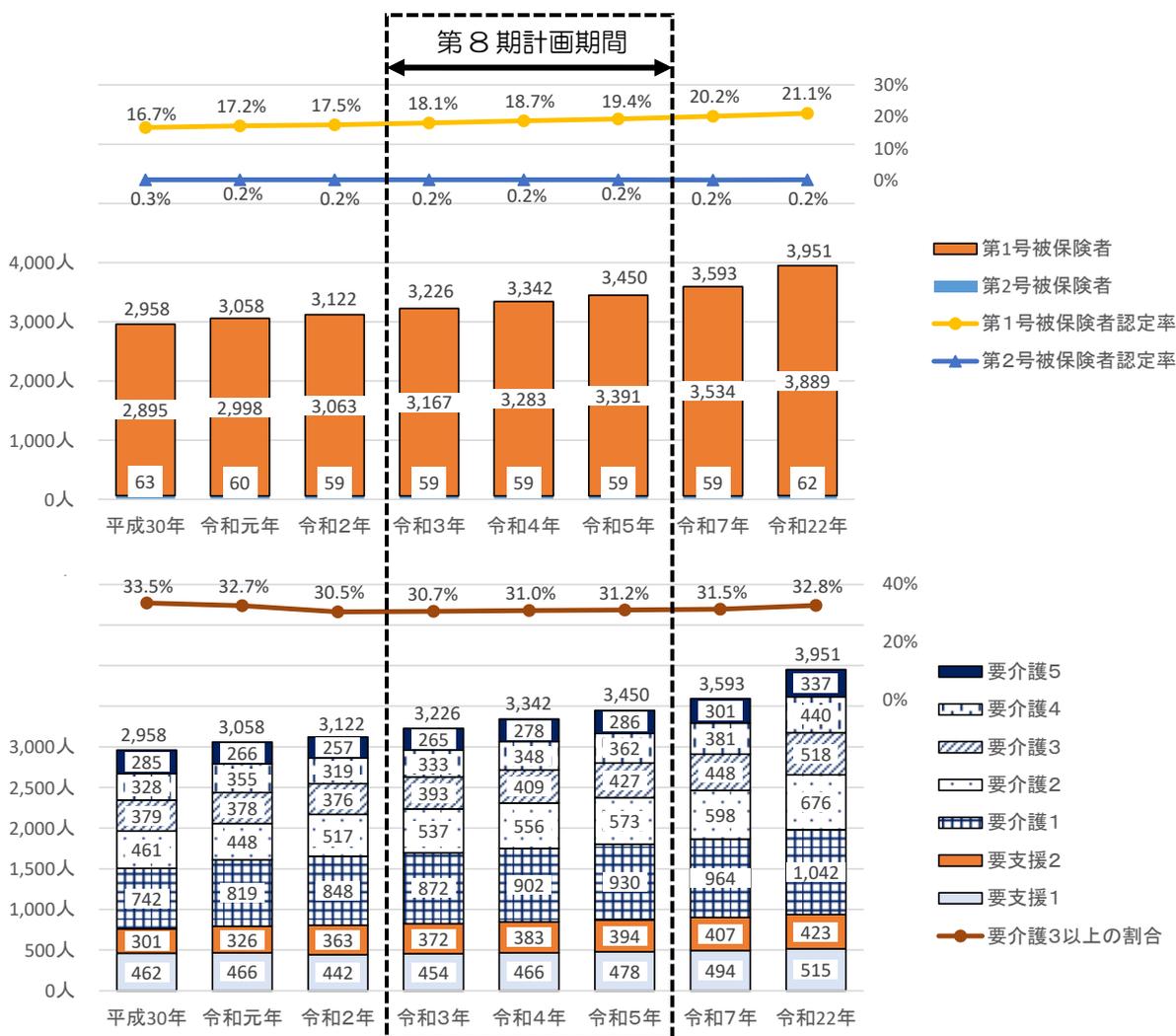
### 【3】要支援・要介護者の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護者の認定率の実績、介護予防効果などを踏まえて、要支援・要介護者数を推計しました。

本市の要支援・要介護者は増加傾向にあることから、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれます。令和5年における認定者数は、令和2年よりも328人増の3,450人と推計されます。

なお、令和7年の認定者数は3,593人、令和22年は3,951人と推計されます。

#### ●要介護者数の推計



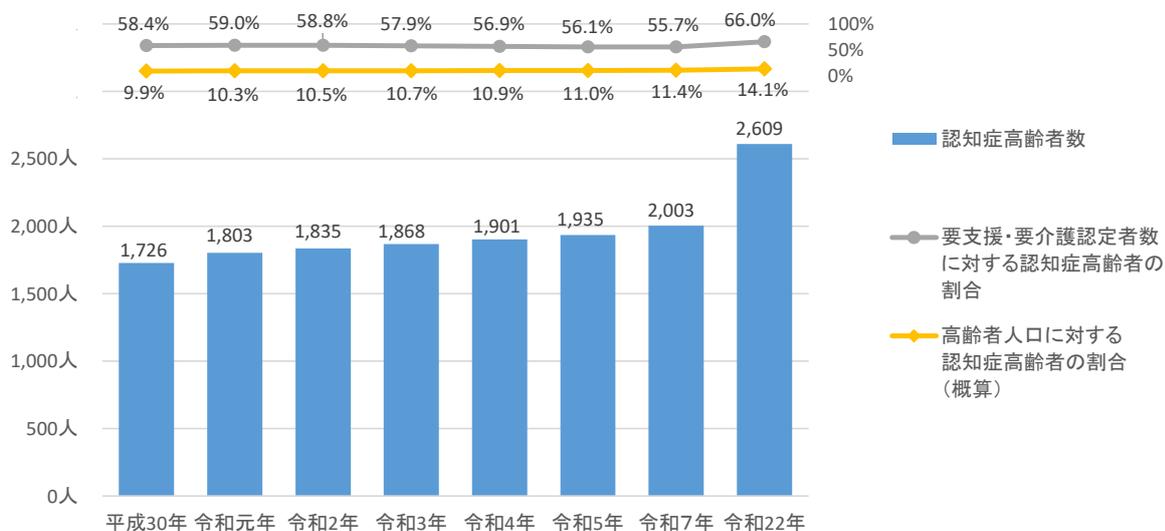
資料：平成30～令和2年は地域包括ケア「見える化」システムの実績値（各年9月末）  
令和3年以降は推計値

## 【4】認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）をもとに、認知症高齢者数の推計を行いました。本市の認知症高齢者は増加傾向にあることから、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれ、令和5年における認知症高齢者の総数は、1,935人と推計されます。

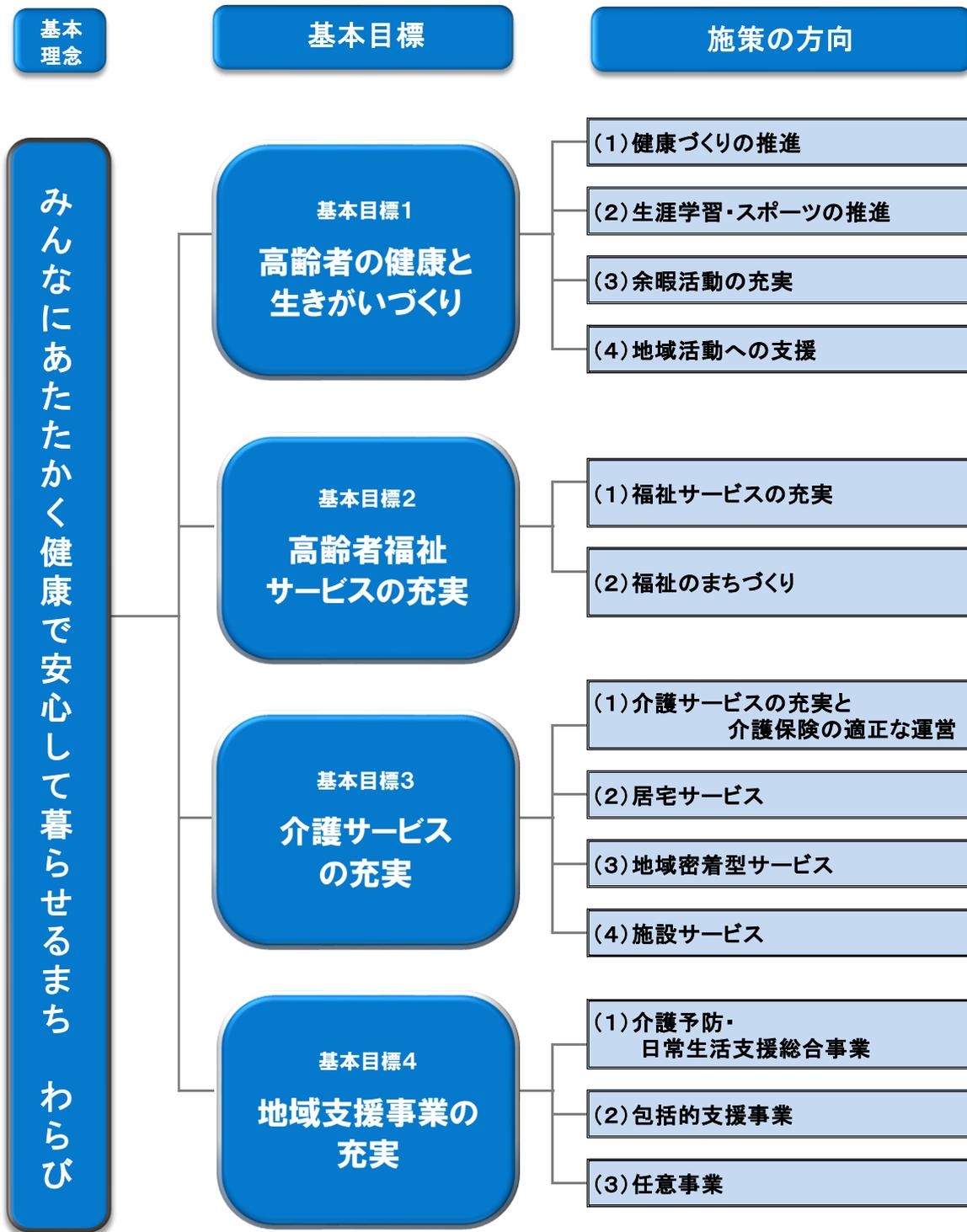
なお、令和7年における認知症高齢者の総数は2,003人、令和22年における認知症高齢者の総数は2,609人と推計されます。

### ●認知症高齢者の推計



資料：平成30～令和元年は地域包括ケア「見える化」システムの実績値（各年10月末）  
令和2年以降は推計値

## 6 施策の体系



## 7 計画の重点取り組み

基本理念及び基本目標の達成を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、第8期計画の推進に当たっては、次の3項目を重点的な取り組み項目とします。

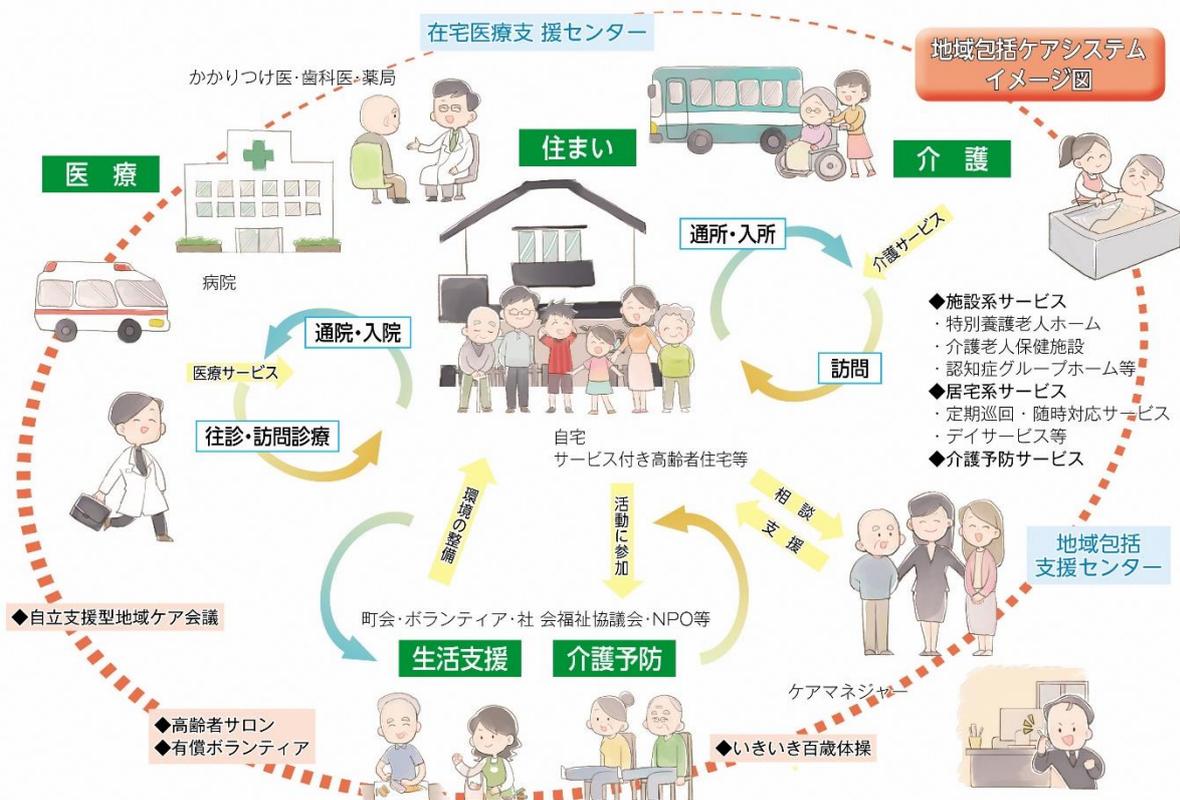
### ①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）（87 ページ）

一般介護予防事業は、運動、栄養、口腔、社会参加などをテーマに専門職が働きかける介護予防教室や出前講座等による普及啓発事業のほか、住民自らが介護予防の担い手となる介護予防サポーターの養成を進めるとともに、リハビリテーション専門職などの派遣により地域における住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。

これらの取り組みによって、人と人との繋がりを通じて、住民が主体となって介護予防に取り組むまちを目指します。

### ②生活支援体制整備事業（93 ページ）

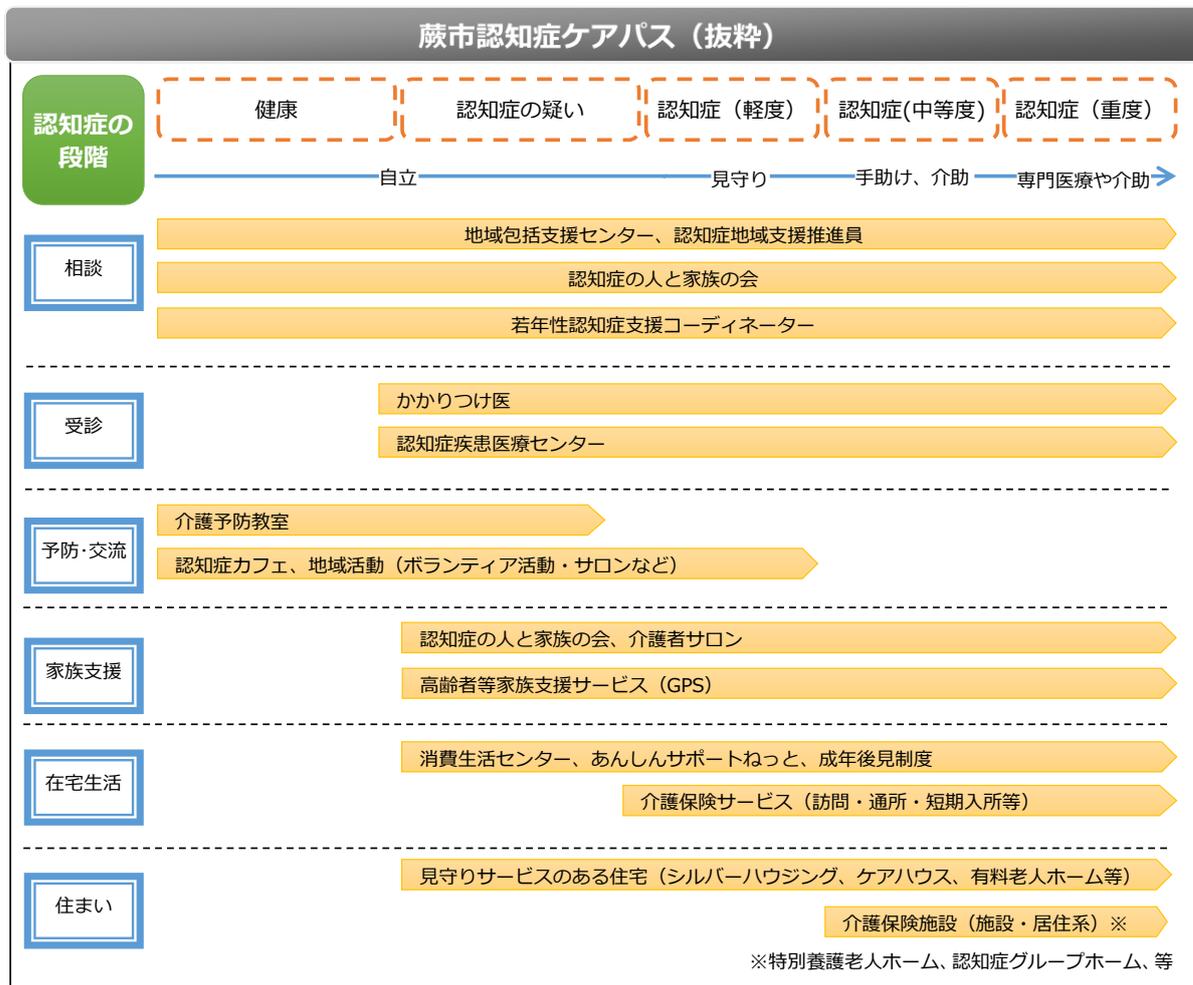
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制整備事業の中心的な担い手として配置する「生活支援コーディネーター」と、地域における生活支援サービスの担い手によって組織される「蕨市地域支え合い推進協議会」が連携しながら、住民主体の活動や、NPO・企業など、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。



### ③認知症総合支援事業（93 ページ）

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市では平成 27 年度より認知症総合支援事業を実施し、地域包括支援センターに配置する「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の状態に応じた適切なサービス提供を図る認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェの開催支援等、各種施策に取り組んできました。

第 8 期計画期間においては、「認知症施策推進大綱」（認知症施策推進関係閣僚会議令和元年6月18日）に掲げられている「共生」と「予防」の観点から新たな課題について研究していきます。



## 第4章 高齢者福祉計画

### 1 高齢者の健康と生きがいづくり

#### 【1】健康づくりの推進

近年、がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しており、予防と治療のためには、生活習慣を改善し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康管理が必要となります。医療保険課や保健センター、医療機関などとの連携を図りながら、「自分の健康は自分でつくる」という意識付けを支援していきます。

#### (1) 健康の増進

##### 概要・現状

高齢者の健康と生きがいづくりを推進するため、広報紙やパンフレット、市のホームページ等により健康に関する情報を提供するほか、市民が主体的に行う健康づくりの取り組みを支援します。

取り組み	内容
①運動機能の向上	埼玉県が行う「健康長寿埼玉プロジェクト」と連携し、誰でも気軽にできるウォーキングなどの指導・普及に努めます。
②転倒骨折予防	高齢者になると足腰が弱くなり、転倒・転落などにより容易に骨折してしまうことがあります。寝たきりや閉じこもり、認知症予防のためにも、「転倒予防・寝たきり防止事業」などを実践し、骨折予防に関する正しい知識の普及に努めます。
③栄養改善	生活習慣病を予防するためには、栄養のあるバランスのとれた食事や継続的な運動など、正しい生活習慣を身につけることが必要です。そのため、一人ひとりのライフスタイルに合った食生活の改善指導を充実させます。
④口腔機能の改善	国が推進している「8020（はちまるにいまる）運動」の趣旨（80歳まで健康な自分の歯を20本以上維持する）の実現のため、定期的な歯科検診の受診など、自主的努力の促進を図るとともに、ブラッシング指導や入れ歯の手入れなど歯周疾患の予防対策を強化します。

##### 今後の方向性

「第2次わらび健康アップ計画」と連携し、いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康への関心を高めるとともに、生活習慣病や寝たきり、認知症予防など、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業を充実させていきます。

## (2) 生活習慣病の予防の推進と支援

## 概要・現状

健康診査の結果をスクリーニングし、必要な方に対して生活習慣病改善のための保健指導及び健康管理に関する正しい知識の普及を行います。

また、健康診査後の保健指導などによる個別の指導を強化し、生活習慣病の予防に努めています。

## 今後の方向性

健康教育の場でがん検診など各種検診の重要性を周知・啓発するとともに、未受診者を含めた健康管理について理解を求め、受診しやすい健診体制の充実を図ります。広報紙や市のホームページを活用して情報を提供し、受診率の向上に努めます。

## ■健康診査の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診者数	(人)	4,845	4,603	2,573	6,336	6,486	6,600
受診率	(%)	46.6	45.6	24.2	52.8	56.4	60.0
後期高齢者健康診査受診者数	(人)	3,876	3,895	1,975	5,193	5,652	6,120
受診率	(%)	49.6	48.2	24.1	54.1	57.1	60.0

※令和2年度は見込値

## ■がん検診の実施状況と計画値

## ①胃がん（40歳以上）の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	(人)	1,315	1,276	2,226	3,168	4,102	4,102
受診率	(%)	6.5	6.2	10.8	15.4	20.2	20.2

※令和2年度は見込値

## ②大腸がん（30歳以上）の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	(人)	3,520	3,505	4,345	5,168	5,982	5,982
受診率	(%)	14.9	14.6	18.1	21.5	25.0	25.0

※令和2年度は見込値

## ③乳がん（30歳以上）の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	(人)	1,781	2,641	3,208	3,777	4,340	4,340
受診率	(%)	18.0	18.1	22.1	26.0	30.0	30.0

※令和2年度は見込値

④子宮がん（20歳以上）の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	(人)	2,719	2,750	3,513	4,273	5,025	5,025
受診率	(%)	16.5	16.3	20.9	25.4	30.0	30.0

※令和2年度は見込値

⑤肺がん（40歳以上）の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	(人)	9,397	9,090	9,496	9,881	10,255	10,255
受診率	(%)	46.4	44.1	46.1	48.0	50.0	50.0

※令和2年度は見込値

(3) 健康相談と健康教育

概要・現状

保健センターにおける成人健康相談や栄養相談、保健師による電話相談を通して、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な支援をしていきます。健康教育は、より多くの市民への健康づくり支援となるよう、興味を喚起する企画や広報の工夫などに配慮し事業を展開していきます。

今後の方向性

心身の健康についての個別相談に応じて必要な助言指導を行い、個々の健康管理に役立たせるため健康相談を実施します。また、生活習慣病の予防などの健康に関する知識の普及を図ることで、「自らの健康は自らが守る」という認識や自覚を高め、心身の健康の保持増進を目的に健康教育を実施します。

■健康相談の実施状況と計画値（成人健康相談・栄養相談・こころの健康相談）

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	(人)	31	30	15	30	35	40

※令和2年度は見込値

■電話相談の実施状況と計画値（上記相談以外・精神面の相談を含む）

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	(人)	380	524	550	525	550	600

※令和2年度は見込値

■健康教育の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	(回)	3	3	1	3	3	3
参加延人数	(人)	92	67	20	100	100	100

※令和2年度は見込値

## 【2】生涯学習・スポーツの推進

めまぐるしい時代の変化により、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化しています。高齢者一人ひとりが、生きがいを持って健康で豊かな高齢期を過ごすことは、生活の質 QOL (Quality of life) を高める観点からも極めて重要です。居住地域で積極的に生涯学習やスポーツなどを通して、社会に参加する機会の充実を支援していく必要があります。

### (1) 学習活動・創作活動等の促進

#### 概要・現状

高齢者の学習活動、創作活動への参加を促すため、参加者や時代のニーズにあった公民館講座などの開講を協議しています。

#### 今後の方向性

今後も、参加者や時代のニーズにあった講座の開講を検討するなど、より一層の充実を図るとともに、参加者数の拡大に努めます。また、様々な活動に高齢者が参加できるように、広報紙や市のホームページなどを通して、周知も図っていきます。

### (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

#### 概要・現状

スポーツ・レクリエーションは、健康の保持増進だけではなく、活動を通じて社会との結びつきが保たれるとともに、仲間との交流は、生きがいづくり、認知症予防にも繋がります。

適度な運動習慣を身につけるよう啓発するとともに、気軽に参加できるスポーツの普及と高齢者を対象としたスポーツ教室の充実を図ることにより、スポーツを通じた仲間づくりや世代間交流の機会を提供します。

#### 今後の方向性

高齢者の健康づくりとして、その身体状況に応じたスポーツを気軽に参加できるように普及を図るとともに、高齢者を対象としたスポーツ教室を充実させていきます。あわせて、スポーツを通じた仲間づくりと世代間交流の機会を提供します。

### 【3】余暇活動の充実

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすためには、高齢者が培ってきた豊かな経験・知識及び技術等を地域社会で発揮しながら、いきいきとした生活を送ることができるよう、社会参加の支援及び基盤整備を行う必要があります。

地域や社会への高い参加意識を持つ高齢者が、気軽に地域活動に参加できるように、体力や健康状況に見合った環境づくりや活動内容の工夫と周知、積極的な仲間づくりへの支援が課題となります。

#### (1) 高齢者の自主活動の促進

##### 概要・現状

高齢者一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を活かして、充実した生活を送れるように、3つの施設（交流プラザさくら みつわ苑、老人福祉センター けやき荘・松原会館）でのレクリエーションや世代間交流の推進、高齢者クラブの支援、公民館などでの講座を通して、高齢者の社会参加を促進します。

取り組み	内容
①交流プラザさくら（みつわ苑）	60歳以上の高齢者を対象に、心身の健康増進を図るためのレクリエーションなどを提供しています。児童館などもある複合施設のため、世代間交流の推進も図っています。
②老人福祉センター（けやき荘・松原会館）	高齢者に対して、憩いと安らぎの場を提供し、健康増進や教養の向上及びレクリエーションを総合的に提供しています。
③高齢者クラブ支援事業	地域の清掃美化運動をはじめとする社会奉仕活動、教養活動、健康増進活動に取り組んでいる高齢者クラブの活動を支援しています。
④高齢者向け健康事業（公民館）	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要支援・要介護状態になるのを予防するとともに、仲間づくりや自立した生活を促進するため、各公民館で高齢者学級や健康・趣味に関する講座を開講しています。

##### ①交流プラザさくら（みつわ苑）の利用状況と計画値

		利用状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	(人)	9,182	7,573	2,300	4,000	4,000	4,000

※令和2年度は見込値

##### ②老人福祉センター（けやき荘）の利用状況と計画値

		利用状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	(人)	18,049	15,697	5,685	17,508	16,998	16,517

※令和2年度は見込値

##### ③老人福祉センター（松原会館）の利用状況と計画値

		利用状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	(人)	11,033	10,052	2,340	1,200	6,000	6,000

※令和2年度は見込値

## ④高齢者クラブ支援事業の実施状況と計画値

		利用状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入者数	(人)	1,417	1,358	1,296	1,287	1,279	1,273
クラブ数	(団体)	25	25	25	25	25	25

※令和2年度は見込値

## 今後の方向性

地域や社会への高い参加意識を持っている高齢者一人ひとりが、豊かな経験と知識・技能を活かして、充実した生活が送れるように、活動場所や交流機会を提供し、高齢者の社会参加を促進します。高齢者の様々な社会活動が地域の活性化に繋がっていくよう、高齢者の社会参加を支援する体制を整備します。

## (2) 世代間交流・伝統文化伝承の活動促進

## 概要・現状

核家族化などの進展に伴い、地域とのつながりが希薄になっており、お互いを支え合い、協力する機会が減っています。地域の活性化には、様々な世代の人々がふれあい、お互いの考え方や能力などを理解し合う関係を築くことが必要です。

高齢者の生きがい対策として、高齢者がこれまでに習得した知識や技術などを活かして子供たちと交流できるように、世代間交流を推進していく必要があります。

本市では、高齢者福祉の増進と子どもたちの健やかな成長を育むことを目的に、高齢者と子どもたちによる世代を超えた交流を推進しています。「交流プラザさくら」では、交流事業を開催しており、囲碁・将棋、音楽や体操などといった内容を通して、高齢者と子どもたちが交流を深めています。

## 今後の方向性

地域に昔から伝えられてきた行事や文化の伝承を行うことで、世代間の交流を図るとともに、高齢者がこれまでに培ってきた豊かな経験と知識・技能を伝える場として、講座や教室などを開催し、地域の交流を深めます。

### (3) 高齢者の就労支援

#### 概要・現状

高齢期の就労は、豊かな老後を送るため、また生きがい対策の一環として、孤独感・疎外感を遠ざけるための重要な役割を果たします。

高齢者自らが、経済を担う労働者として長年培ってきた知識・経験・技能などを有効に活用できるよう、高齢者の就労・雇用環境を整備していく必要があります。

取り組み	内容
①シルバー人材センター補助事業	高齢者の経験や能力を活かして社会参加と生きがいづくりに貢献し、就労機会を提供するなどの重要な役割を担っているシルバー人材センターの活動を支援します。

#### ■シルバー人材センター補助事業の登録状況と計画値

		登録状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	(人)	349	351	351	352	353	354

※令和2年度は見込値

#### 今後の方向性

労働意欲のある高齢者の希望を叶え、多様な働き方を支援するため、ハローワーク（公共職業安定所）や埼玉県と連携し、就職相談や就職支援セミナー、求人情報の提供等を行い、高齢者の就業機会の提供を促進していきます。

シルバー人材センターでは、高齢者の様々な働き方に応じた就労機会を提供しています。また、生きがいづくりとして就労を希望する高齢者も多いことから、今後も引き続き、事業の充実及び効率的な運営体制を確立していきます。

## 【4】地域活動への支援

市民と行政が協力して、豊かな長寿社会を築いていくためには、市民が高齢者福祉に関する活動に主体的に参加していく必要があります。

本市では、社会福祉協議会が中心となり、ボランティアの養成、募集・登録などを行っており、福祉をはじめ、さまざまな分野で多くのボランティアが活動しています。地域活動の担い手である民生委員は、地域において住民の立場に立ち、ひとり暮らし高齢者などへの訪問・助言など、市民が安心して暮らすための支援を行っています。地域で活躍する人たちを支援し、よりよい地域づくりにつなげていきます。

### (1) 地域における人材の確保

#### 概要・現状

高齢者の多様なニーズに応えるためには、市の公的なサービスだけでなく、地域住民やボランティア、民生委員の活動が不可欠です。社会福祉協議会やわらびネットワークステーションと連携を図りながら、市民の主体的・自発的活動を支援しています。

#### 今後の方向性

社会福祉協議会やわらびネットワークステーションとの連携を深めるとともに、ボランティア活動をしたい人と受けたい人をつなぐコーディネート機能をはじめ、ボランティアグループ間の情報交換や有機的な組織づくりを支援するボランティアネットワークの充実を図っていきます。

また、高齢者によるボランティア活動を推進することにより、地域における人材を確保するとともに、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

生活支援体制整備事業では、町会、自治会、NPO、ボランティア、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体によって多様なサービスを提供する体制の整備を目指す「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の資源開発やネットワークの構築等を推進していきます。

### (2) 地域における見守り体制の充実

#### 概要・現状

民生委員、町会、高齢者クラブ、ボランティア、社会福祉協議会、医療機関、民間企業など、高齢者を取り巻く地域組織などとの密接な連携のもとに、地域における見守り体制の充実を図っています。

#### 今後の方向性

今後も、民生委員などの高齢者を取り巻く地域組織などとの密接な連携のもとに、地域における見守り体制の充実を図っていきます。

なかでも、高齢独居世帯、高齢者夫婦世帯などに配慮し、新聞販売店や水道検針業務委託事業者などのライフライン事業者、郵便事業者、宅配業者などとも連携することで、高齢者にとってきめ細やかな見守りを実施します。

### (3) 高齢者調査の実施

#### 概要・現状

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者数は増加しています。ひとり暮らしや、日中一人になる可能性のある高齢者が安心して生活するために、民生委員が市内の75歳以上の方全員の世帯を訪問し、安否確認と緊急連絡先を把握する「高齢者調査」を実施しています。

#### 今後の方向性

民生委員の協力を得て、「高齢者調査」を継続して実施することで、高齢者の安心な生活を支援していきます。

### (4) 災害時の避難体制の整備

#### 概要・現状

近年、日本各地で大規模な災害が頻発しており、市民に大きな不安を与えています。本市では、ひとりで避難することができない高齢者が、地域の人々の支援を受けて適切に避難するため「避難行動要支援者支援制度」を運用しており、避難行動要支援者名簿を活用し、地域コミュニティや民生委員、社会福祉協議会などの地域支援者との情報共有を行っています。

また、蕨市消防本部は、火災等の災害発生時に速やかな救助体制を確立するため、自力で避難が困難な人を対象に「避難困難者情報」として登録し、火災発生時の速やかな救助活動や避難誘導に活用しています。

#### 今後の方向性

地域において災害が発生した際に、速やかな避難・救助活動が行えるように、要配慮者に対する支援制度の普及、防災訓練の実施や関係部署と連携しながら、防災対策の支援に取り組みます。

なお、支援のために必要な個人情報を地域支援者などに提出することを同意していただいた方のみを台帳に登録します。また、登録された個人情報は蕨市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。

介護保険施設とも連携し、実際に災害が起きた時に、利用者の安全を確保できるよう、情報提供・助言などの支援を行います。

## (5) 感染症対策に係る体制整備

### 概要・現状

新型コロナウイルスの大規模流行が発生し、感染症拡大防止のための予防対策や感染症発生時の速やかな対応策や支援・応援体制が求められています。

本市では、平成27年度に蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

### 今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の大規模流行を踏まえ、蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施します。また、介護事業所等においては、令和3年度より設置基準条例を改正するなど感染症対策の徹底を図っていくとともに、発生時に必要な物資について、備蓄・調達等を支援し、県・市・関係団体が連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

## (6) 高齢者虐待防止対策の強化

### 概要・現状

高齢者虐待が増加している状況を鑑み、虐待の予防、早期の発見・対応を進めるため、平成22年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しました。

### 今後の方向性

高齢者虐待の増加に対応するため、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に努めます。

介護疲れなどを起因とする虐待を防止するためには、介護者の過重な介護負担を軽減することが重要と考えます。地域包括支援センターに設置している総合相談窓口や介護交流サロン等の活用、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、高齢者虐待の防止について周知するとともに、介護者への支援体制の充実を図ります。

	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。
介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的な傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	本人の合意なしに高齢者にわいせつな行為をすること又はさせること。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2 高齢者福祉サービスの充実

### 【1】福祉サービスの充実

#### (1) 高齢者の生活支援事業

##### ①寝具乾燥等サービス

###### 概要・現状

寝具等を乾燥することが困難な市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康の保持を図るため寝具類乾燥車を派遣して、寝具類の乾燥を行います。また、年に1回、寝具丸洗いサービスも実施しています。

###### 今後の方向性

寝具類を清潔に保つことは、快適な睡眠を助け、健康維持及び生活の質の向上にもつながっていくことから、サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図ることで、利用者の促進に努めます。

###### ■寝具乾燥等サービスの実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用回数	(回)	298	401	434	463	498	539
利用人数	(人)	38	46	52	56	60	64

※令和2年度は見込値

##### ②福祉入浴券支給事業

###### 概要・現状

自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用する65歳以上の方及び市民税非課税世帯の70歳以上の方を対象に、健康と衛生を保持するため、入浴券を支給しています。近年、市内の公衆浴場が相次いで廃業しており、福祉入浴券を利用できる公衆浴場が減少傾向にあります。

###### 今後の方向性

この事業は、衛生保持だけではなく閉じこもりの防止になることから、介護予防の側面も持っており、対象者への事業の周知を図るとともに、利用促進に努めます。

###### ■福祉入浴券支給事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	(人)	1,378	1,370	1,288	1,281	1,255	1,232

※令和2年度は見込値

## ③日常生活用具給付事業

## 概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、日常生活の便宜を図るため日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）の給付を行います。

## 今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が自宅で安心して生活をするためには、火災予防が重要になります。消防法の改正により、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられましたが、収入が少ない高齢者にとって、設置費用が負担となる場合があります。民生委員等、地域の協力を得ながら、サービスを必要としている利用対象者の把握と事業の周知に努めます。

## ■日常生活用具給付事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電磁調理器	(台)	3	1	1	2	2	2
火災警報器	(台)	1	2	3	1	1	1
自動消火器	(台)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

## ④歩行補助具給付事業

## 概要・現状

歩行に杖が必要な高齢者に対して、歩行補助具（杖）を給付し、日常生活の便宜を図ることで、福祉の増進に資することを目的としています。

## 今後の方向性

外出支援・転倒防止の観点から、引き続きサービスを継続し、事業の啓発・広報により、利用を促進します。

## ■歩行補助具給付事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付者数	(人)	117	208	169	189	212	238

※令和2年度は見込値

### ⑤福祉理美容券支給事業

#### 概要・現状

理容室または美容室を利用する70歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康と衛生を保持するための福祉理美容券の支給を行います。散髪することで、気分転換や身だしなみへの意識が強まるばかりではなく、地域との交流も図れる事業となっています。

#### 今後の方向性

今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

#### ■福祉理美容券支給事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	(人)	1,892	1,900	1,818	1,892	1,884	1,876

※令和2年度は見込値

### ⑥訪問理美容券支給事業

#### 概要・現状

要介護4または要介護5の要介護認定を受けた高齢者を対象に、訪問理美容券の支給を行います。近年、交付者数・交付枚数・利用枚数ともに変動がみられます。

#### 今後の方向性

今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

#### ■訪問理美容券支給事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	(人)	56	55	54	53	52	51

※令和2年度は見込値

### ⑦紙おむつ支給事業

#### 概要・現状

常時おむつを必要とする高齢者や身体機能に障害のある要介護3以下の高齢者を対象に、その家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつの支給を行います。

#### 今後の方向性

サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。令和3年度より、要介護4、要介護5の方の一部も対象になるため、一部負担金等の検討を行い、制度の継続を図ります。なお、容易におむつに頼ることは、寝たきり状況を助長する可能性もあることから、正しい利用を促す必要があります。

#### ■紙おむつ支給事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	6,013	6,361	6,924	7,800	8,392	9,029

※令和2年度は見込値

## ⑧民間賃貸住宅家賃助成事業

## 概要・現状

民間賃貸住宅に住んでいる市民税非課税世帯の高齢者を対象に、家賃の助成を行うことでその家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与することを目的としています。

## 今後の方向性

今後も、対象者への事業の周知を行い、利用促進を図ります。

## ■民間賃貸住宅家賃助成の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	(人)	101	99	101	101	101	101

※令和2年度は見込値

## ⑨民間賃貸住宅入居保証料助成事業

## 概要・現状

市内で転居をする市民税非課税世帯の高齢者を対象に、民間賃貸住宅を借りるために保証会社の家賃等債務保証制度を利用した場合、初回保証料の2分の1を助成します。

## 今後の方向性

助成対象が民間賃貸住宅家賃助成事業の利用者と重なる部分もあることから、近年、利用実績はありません。今後も、対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

## ■民間賃貸住宅入居保証料助成事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

## ⑩老人居室整備資金融資事業

### 概要・現状

高齢者と同居または同居しようとする方に対し、高齢者の専用居室を備えた住宅を建築（新築、増築または改築等）しようとする場合に、必要な資金を融資するとともに、利子の全額補助を行います。

### 今後の方向性

低金利時代にあり、利用メリットが小さい点が要因となっているのか、近年において貸付実績はありません。今後も、制度の周知に努めるとともに、いつでも貸付希望者に対応できる体制を維持します。

#### ■老人居室整備資金融資事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用回数	(回)	0	0	0	1	1	1
利用人数	(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

## ⑪敬老祝金支給事業

### 概要・現状

高齢者を対象に、敬老の意を表すとともに、長寿を祝うことを目的として、祝金の贈呈を行います。

高齢化の進行に伴い支給対象者が増えていくことから、制度の安定的な運営を図る必要があります。

### 今後の方向性

高齢化に伴う支給金額増加に対応するため、支給対象者の年齢や贈呈金額などの見直しを検討することで、事業を継続していきます。

#### ■敬老祝金支給事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数	(人)	3,023	3,161	3,054	3,342	3,476	3,915

※令和2年度は見込値

## ⑫在宅要介護高齢者手当

## 概要・現状

在宅での日常生活に著しく支障のある低所得の高齢者に対して、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、在宅要介護高齢者手当の支給を行います。

対象者への個別通知や広報を活用した周知活動に取り組んだことから、近年の利用実績に変化がみられています。

## 今後の方向性

今後も、対象者に対して事業の周知を行い、利用促進を図ります。

## ■在宅要介護高齢者手当の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	729	835	866	870	874	878

※令和2年度は見込値

## ⑬ケアハウス松原

## 概要・現状

身体機能の低下等のため独立して生活する事が困難な方で、家族等の支援を受けることが困難な高齢者が入所し、食事・入浴サービスのほか、健康相談等の助言、日常生活の援護等を受けながら生活する施設です。蕨市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、運営しています。

## 今後の方向性

広報紙等により事業の周知を図るとともに、適正な利用を促進します。

## ■ケアハウス松原の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数	(名)	23	24	22	25	26	27

※令和2年度は見込値

## (2) 24時間在宅福祉サービス等事業

### ①福祉連絡システム事業

#### 概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安・孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、総合社会福祉センターに通報できる福祉連絡システムを設置しています。

総合社会福祉センターでは、在宅高齢者からの緊急通報による緊急車両の手配、ホームヘルパーの派遣や相談などを24時間対応していることから、システムの設定台数は増加傾向で推移しています。

#### 今後の方向性

ひとり暮らし高齢者などが地域で安心して生活できるよう、今後もサービスの利用を必要とする高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

#### ■福祉連絡システム事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末設置台数	(台)	344	396	438	460	483	508

※令和2年度は見込値

### ②相談等事業

#### 概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安・孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、福祉連絡システムで通報を受けた方に対して電話相談を行います。

#### 今後の方向性

高齢者が安心して生活できるように、今後も24時間の相談体制を継続します。

#### ■相談等事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談対応	(回)	44	50	64	68	73	80

※令和2年度は見込値

### ③ホームヘルパー派遣事業

#### 概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安・孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、福祉連絡システムで通報を受けた方に対してホームヘルパーを派遣します。

#### 今後の方向性

24時間在宅福祉サービスの利用ニーズは非常に高いため、必要な人が利用できるようにサービスの周知に努めます。

#### ■ホームヘルパー派遣事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームヘルパー訪問	(回)	50	69	70	73	78	86

※令和2年度は見込値

### ④ショートステイ事業

#### 概要・現状

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安・孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、福祉連絡システムで通報を受けた方などを一時的に保護することで、対象者及びその家族の福祉向上を図ります。

#### 今後の方向性

今後も、必要な人が必要な時に利用ができるように、緊急時にも対応できる体制を維持します。

#### ■ショートステイ事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

### (3) 介護保険利用助成等事業

#### ① 高齢者介護予防住宅改修助成事業

##### 概要・現状

介護保険の要介護認定などを受けていない市民税非課税世帯の高齢者を対象として、住宅改修を行うときの費用を一部助成することで、居宅での生活を継続できるように支援し、要介護状態とならないよう予防を図ります。

##### 今後の方向性

在宅生活をする上で、危険防止や利便性の向上につながる住宅改修を必要とする高齢者が利用できるように、今後も対象者に事業の周知を行うとともに利用促進を図ります。

##### ■ 高齢者介護予防住宅改修助成事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	(件)	6	3	4	4	4	4

※令和2年度は見込値

#### ② 介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業

##### 概要・現状

介護保険サービス等の利用者負担額を支払うことが困難な低所得者に対して、その額の一部を助成します。

助成の対象となるのは、居宅サービス（特定福祉用具購入を除く）と地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）及び介護予防・日常生活支援総合事業に移行した一部のサービスとなります。

##### 今後の方向性

今後も、対象者に向けて事業の周知を行うとともに、利用促進を図ります。

##### ■ 介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	3,500	3,652	3,808	3,945	4,087	4,234

※令和2年度は見込値

## ③社会福祉法人等利用者負担軽減助成金

## 概要・現状

低所得者で特に生計が困難である方に対し、利用者負担の減免を行う社会福祉法人に対し、その減免額の一部を助成します。

## 今後の方向性

近年、利用実績はありませんが、今後も対象者に向けて事業の周知を行い、利用促進を図ります。

## ■社会福祉法人等利用者負担軽減助成金の実施状況と計画値

		実施状況			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

## 【2】福祉のまちづくり

### (1) 住環境の整備

#### 概要・現状

ひとり暮らし高齢者の世帯が増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活を支援するサービスなどの一定的な供給が必要とされていることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により、平成23年10月に、高齢者向け賃貸住宅を一本化し「サービス付き高齢者向け住宅」として都道府県・政令市・中核市の長に登録する制度が創設されました。(国土交通省・厚生労働省共管制度)

「サービス付き高齢者向け住宅」は、居室の規模や設備が基準を満たすバリアフリー構造で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービスを提供しており、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅となっています。

介護保険制度の改正により、介護、食事の提供、洗濯、掃除などの家事、健康管理のいずれかを提供している「サービス付き高齢者向け住宅」が住所地特例の対象施設に含まれたことから、平成27年4月以降に入居した方は、住所を移す前の市町村の介護保険の被保険者となります。

#### 今後の方向性

現在、市内にサービス付き高齢者向け住宅は1か所、有料老人ホームは5か所あります。

住宅施策と福祉施策の連携を基本方針とし、集合住宅を建て替える際には、高齢者の生活に配慮したユニバーサルデザインを推進していきます。また、生活援助員が高齢者の日常的な世話を行う高齢者世話付き住宅事業の充実を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームは県が所管し、指導監督権限を有していることから、その指導監督を支援し、サービスの質を確保していきます。

その他、広報紙やパンフレット、市のホームページなどを通じて、高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供するとともに、関係する多くの部門と連携をとりながら、高齢者の住まいの安定的な確保に関する支援を行っていきます。

### (2) 生活環境の整備

#### 概要・現状

高齢者等が快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」、県の「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすい公共施設や公園、交通機関などの整備を進めています。

#### 今後の方向性

公共施設や公園の新設・改修については、福祉的配慮のある整備を推進します。

また、各公共施設や市内を結ぶ移動手段としてコミュニティバス（びらっとわらび）の、75歳以上の方への無料化を引き続き実施し、今後も関係部門とともに移動や外出などの支援をしていきます。

これから新設・改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。

## 第5章 介護保険事業計画

### 1 介護サービスの充実

#### 【1】介護サービスの充実と介護保険の適正な運営

##### (1) 介護サービスの質の向上

高齢者人口の増加に伴い、高齢者を含む世帯の総数が増加する傾向にあります。今後は、後期高齢者数が増加する見込みであることから、高齢者の単身世帯の増加傾向も加速するものと考えられます。

そのなかで、訪問介護を始めとする在宅サービスへのニーズがより高まることが予想されており、サービスを担う人材の確保や養成が重要になってきます。

取り組み	内容
①人材の確保と養成・研修	<p>介護サービスの質の向上には、介護の現場で働く意欲のある人材を確保することが重要になります。介護現場の業務改善や文書量の削減、ロボットやICTの活用推進等による業務の効率化に取り組むとともに、介護現場革新に係る取り組みの周知広報を進め、介護現場のイメージを刷新することも大切です。</p> <p>また、サービスの質の向上を図るためにも、医療関係者や介護関係者など、専門職の質の向上を目的とした研修機会を設けます。</p>
②苦情解決体制の推進	<p>介護サービス利用者が安心して制度を利用できるように、利用者から苦情等の申し出があった場合には、速やかに問題改善に向けた支援を行います。また、埼玉県、介護保険審査会、国民健康保険団体連合会との連携のもとに、必要に応じて調査や助言などの対応を行います。</p> <p>介護保険施設や通所介護事業所などに、あんしん介護相談員を派遣し、利用者とサービス提供側である施設との信頼関係構築の支援を行うことで、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上を図ります。</p>
③サービス事業者間の連携	<p>各種介護サービスの提供は、利用者が選択したサービスを希望する社会福祉法人や医療法人、各種サービス提供事業者等と契約を結ぶことにより実施します。</p> <p>このため、サービス提供者は、利用者の状況や希望に応じた適切なサービスを提供できるように保健・福祉・介護分野の事業者や各種施設等と連携して、利用者の希望に合う柔軟なサービス選択を支援します。</p>
④サービス評価の仕組みづくり	<p>グループホームや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、介護サービスの質を把握するために、提供するサービスの質の自己評価を行い、その結果を運営推進会議へ報告したうえで公表します。</p>

## (2) サービス基盤の計画的な整備

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年度に向けて、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービス基盤を計画的に整備することが重要になります。

取り組み	内容
①基盤整備の現状	<p>介護保険事業の円滑な運営は、誰もが安心して暮らせる環境づくりとして重要です。多くの民間サービス提供者の参入もあり、本市のサービス提供基盤の整備は進みつつあります。</p> <p>施設サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が4施設（定員計294名）、介護老人保健施設が1施設（定員150名）、介護療養型医療施設が1施設（43床）となっています。</p> <p>地域密着型サービスであるグループホームは5施設（定員計72名）あり、このうち1施設は、小規模多機能型居宅介護（登録定員29名）と併設しています。</p>
②基盤整備の課題	<p>介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。</p>
③在宅サービスの充実	<p>重度な要介護状態となっても、365日切れ目なく支えていく定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用状況などを確認しつつ、在宅サービスの充実に努めます。</p>
④施設サービスの整備	<p>平成30年度に、市内に定員90名の介護老人福祉施設が開設しました。今後も近隣地域の施設の利用など、広域的な対応についても調整を行い、入所待機者の解消と施設サービスの充実に努めます。</p>
⑤リハビリテーションサービス提供体制の充実	<p>リハビリテーションサービスの提供にあたっては、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含めた生活の質の向上を目指すことが、自立支援・重度化防止の観点からは重要です。</p> <p>国が提供するリハビリテーションサービスの整備状況や利用率等の指標を注視するとともに、多職種連携研修や自立支援型地域ケア会議などを実施し、リハビリテーションサービスを含めた多職種の連携を図っていきます。</p>

### (3) 地域包括支援センターの機能強化

#### 概要・現状

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図る機関であり、地域包括ケアシステムの中核的な機関として位置づけられています。

主な機能としては、包括的支援事業、要支援者等のケアプラン作成、介護予防事業対象者の把握や介護予防に関する普及啓発、支援者間のネットワーク形成などがあり、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための重要な役割を果たしています。

センターの運営は、被保険者の代表、サービス事業者、保健福祉・医療関係者等によって構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、公正かつ中立的な運営の確保を図っています。また、地域包括支援センターには、基準で定められた3職種（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）を配置しています。

#### 今後の方向性

市は、平成18年4月に「総合社会福祉センター」内に1か所目、平成27年4月に特別養護老人ホーム「いきいきタウン葎」内に2か所目、令和3年4月には3か所目となる地域包括支援センターを塚越地区に設置し、総合相談事業や高齢者の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに取り組んでいきます。

また、市民の皆様に親しみやすい施設を目指して「高齢者サポートセンター」を愛称とし、広く周知していきます。

介護予防及び包括的支援事業の拠点としての機能のほかに、葎戸田市在宅医療支援センター、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域ケア会議などとネットワークを形成して機能強化を図り、地域包括ケアシステム構築のための中核的な組織として、事業を展開していきます。

また、地域包括支援センターの適切な運営を図るため、地域包括支援センターによる自己評価の実施とともに、センター設置者である市が、センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行います。

## 【2】居宅サービス

### (1) 居宅介護サービスの充実

#### ①訪問介護（ホームヘルプサービス）

##### 概要・現状

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどの身体介護、調理や洗濯、掃除などの生活援助を行います。

##### 今後の方向性

利用頻度が最も高い訪問介護は、今後も利用者が増加していくことが予想されています。そのため、これまでの利用実績と今後の動向を踏まえて、適切なサービスを安定して提供できるように、より質の高いサービスの確保に努めます。

##### ■訪問介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	310,490	313,276	320,536	332,179	375,570	422,121
回数	109,492	111,269	112,390	115,768	130,980	147,452
人数	5,448	5,580	5,760	5,640	6,132	6,540

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	476,417	680,482
回数	166,501	238,484
人数	7,008	8,556

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

## ②訪問入浴介護

## 概要・現状

寝たきり状態などにより、自宅での入浴が困難な方に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

## 今後の方向性

重度の要介護認定者が増加することが見込まれており、利用者の需要を的確に把握するよう努めます。

また、介護予防サービスでは、利用の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上をサポートするとともに、サービスへの理解を広め、対象者への普及と啓発に努めます。

## ■訪問入浴介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	24,278	21,535	23,449	18,753	20,759	24,406
回数	1,992	1,764	1,920	1,542	1,696	2,002
人数	384	360	384	360	384	432

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	25,492	38,085
回数	2,090	3,124
人数	432	576

## ■介護予防訪問入浴介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0
回数	0	0
人数	0	0

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

### ③訪問看護

#### 概要・現状

看護師等が自宅を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。今後、要介護者が増えるに従い、ニーズの高まるサービスと考えられます。

#### 今後の方向性

医療機関とサービス提供事業者との連携や協力体制を推進し、住み慣れた地域で生活を続けられるように、より質の高いサービスの確保に努めます。

#### ■訪問看護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	105,642	112,953	132,454	142,383	146,657	155,550
回数	20,330	23,318	28,177	29,953	30,857	32,742
人数	2,532	2,820	3,276	3,336	3,348	3,444

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	165,962	210,200
回数	35,009	44,346
人数	3,528	3,960

#### ■介護予防訪問看護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	6,447	7,376	9,315	9,278	9,325	9,651
回数	1,531	1,898	2,424	2,358	2,369	2,453
人数	240	252	322	300	300	312

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	9,724	10,590
回数	2,470	2,690
人数	312	336

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ④訪問リハビリテーション

## 概要・現状

通院が困難な方に対して、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問して心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

## 今後の方向性

自宅での日常生活動作に沿った訓練が必要な人に、家屋状態の確認も含めたりハビリテーションを提供できるように、サービス事業者の確保に努めます。

介護予防サービスでは、要介護状態になる前からのリハビリテーションで生活機能の維持・向上を図ります。

## ■訪問リハビリテーションの実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	18,041	21,347	29,039	25,067	29,063	31,748
回数	6,152	7,146	9,499	8,134	9,432	10,302
人数	456	528	660	612	684	720

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	36,407	47,699
回数	11,812	15,442
人数	792	924

## ■介護予防訪問リハビリテーションの実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	2,257	2,257	2,211	5,517	6,108	6,779
回数	791	793	776	1,925	2,130	2,364
人数	72	72	72	180	192	204

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	7,519	8,950
回数	2,622	3,121
人数	216	228

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

## ⑤居宅療養管理指導

### 概要・現状

寝たきりの人など、通院が困難な方に対して、病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理および指導を行います。

### 今後の方向性

療養上の管理と指導に関する需要を的確に把握し、医療機関や薬局などと連携することで、サービス体制の充実を図ります。

#### ■居宅療養管理指導の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	82,852	87,395	99,063	100,642	108,214	110,796
人数	479	508	579	585	629	644

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	117,348	132,528
人数	682	770

#### ■介護予防居宅療養管理指導の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	7,728	8,478	10,277	9,769	11,421	11,753
人数	48	51	61	58	68	70

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	12,257	12,760
人数	73	76

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

## ⑥通所介護（デイサービス）

### 概要・現状

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴および食事の提供、その他社会的な交流や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

### 今後の方向性

通所介護は、今後も利用の増加が見込まれるサービスであるため、サービス提供体制の基盤確保とサービスの質の向上に努めます。

#### ■通所介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	616,753	630,513	631,712	664,394	744,789	820,619
回数	81,612	82,776	82,896	86,872	97,282	107,002
人数	7,908	7,980	7,992	8,304	8,748	9,324

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	916,526	1,232,932
回数	119,579	158,353
人数	10,080	12,468

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ⑦通所リハビリテーション

### 概要・現状

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスです。身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行います。

### 今後の方向性

在宅生活に必要な身体機能を向上させるために、利用者のニーズに沿ったサービスを提供できる体制の整備に努めます。

#### ■通所リハビリテーションの実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	45,475	39,133	42,172	47,963	54,421	59,610
回数	5,285	4,784	5,056	5,654	6,433	7,001
人数	672	648	732	792	840	888

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	66,181	87,993
回数	7,770	10,150
人数	936	1,080

#### ■介護予防通所リハビリテーションの実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	12,239	12,405	13,664	11,443	12,962	13,682
人数	408	396	432	372	432	456

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	13,946	14,666
人数	468	492

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

### 概要・現状

介護老人福祉施設等に短期間入所して受けるサービスです。食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。

### 今後の方向性

今後の利用者の増加が見込まれているサービスです。需要の増加に対応する、緊急時の利用も可能にするなど、サービス提供の体制整備に努めます。

また、介護予防では、本人の機能改善の可能性を的確に判断することで、生活機能の維持・向上により自立を促していきます。

#### ■短期入所生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	168,162	137,753	149,287	157,171	200,872	229,299
回数	20,279	16,430	17,318	18,119	23,436	26,792
人数	1,740	1,560	1,272	1,356	1,668	1,836

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	268,749	387,720
回数	31,632	45,620
人数	2,124	2,676

#### ■介護予防短期入所生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	1,696	1,508	2,064	1,048	1,276	1,480
回数	276	216	302	152	185	215
人数	36	36	72	24	24	36

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	1,604	1,604
回数	233	233
人数	36	36

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

### ⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

#### 概要・現状

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して受けるサービスです。看護、医学的管理のもとで介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

#### 今後の方向性

サービス需要の増加や緊急時の利用に柔軟に対応できるように、サービス提供の体制整備に努めます。

介護予防では、本人の機能改善の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上により、自立を促していきます。

#### ■短期入所療養介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	4,523	6,986	8,680	7,874	8,082	8,319
回数	455	658	796	707	727	750
人数	72	108	132	120	120	120

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	8,620	12,119
回数	778	1,091
人数	120	156

#### ■介護予防短期入所療養介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	0	45	0	0	0	0
回数	0	4	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0
回数	0	0
人数	0	0

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

## ⑩福祉用具貸与

## 概要・現状

日常生活上の自立を支えるため、福祉用具の貸与を行います。対象となる用具は、歩行器・車いす・特殊寝台・徘徊感知器などがあります。在宅介護が進むことで、利用者が増えることが予想されています。

## 今後の方向性

利用者の状態や意向を踏まえ、適切な福祉用具を選定できるように、福祉用具に関する情報の提供に努めます。また、指定事業者の福祉用具専門相談員に対して、安全性の確保と適切な利用の促進について指導していきます。

## ■福祉用具貸与の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	110,988	117,110	122,569	133,956	139,800	145,121
人数	8,772	9,420	9,900	10,716	11,148	11,544

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	149,163	168,685
人数	11,928	13,368

## ■介護予防福祉用具貸与の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	6,931	9,311	11,786	15,311	15,731	16,150
人数	1,620	1,860	2,184	2,640	2,712	2,784

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	16,346	17,036
人数	2,820	2,940

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ⑪特定施設入居者生活介護

### 概要・現状

特定施設の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している方に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行います。

### 今後の方向性

利用者の需要を的確に把握し、関係機関や民間事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の整備に努めるとともに、利用者の状況にあった質の高いサービスの確保に努めます。

#### ■特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	523,175	530,496	545,659	587,347	621,153	674,487
人数	226	231	234	250	265	287

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	696,966	765,453
人数	296	324

#### ■介護予防特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	40,807	40,404	41,742	41,363	49,579	59,157
人数	50	49	54	52	61	72

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	60,341	72,285
人数	73	86

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

## ⑫特定福祉用具購入

## 概要・現状

厚生労働大臣が定める、腰掛便座や入浴補助用具等を購入した時に、購入費の一部を支給します。

## 今後の方向性

利用者の状態や意向を踏まえた、適切な福祉用具を選定できるように、福祉用具に関する情報の提供に努めます。また、指定事業者の福祉用具専門相談員に対して、安全性の確保と適切な利用の促進について、指導していきます。

## ■特定福祉用具購入の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	3,235	4,669	4,004	6,028	7,460	8,314
人数	144	192	168	240	300	336

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	8,888	9,454
人数	360	384

## ■介護予防特定福祉用具購入の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	1,146	1,193	1,153	1,545	1,679	1,723
人数	60	60	60	72	84	84

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	1,723	1,723
人数	84	84

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

### ⑬住宅改修

#### 概要・現状

厚生労働大臣が定める、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修について、その費用の一部を支給します。在宅介護が広がることにより、今後とも利用者が増えることが予想されています。

#### 今後の方向性

利用者の安全性の確保と、適切な利用の促進が図れるように、事業者を指導していきます。

#### ■住宅改修の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	10,890	11,597	10,988	16,765	22,709	23,803
人数	216	228	240	372	492	516

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	24,870	28,312
人数	540	612

#### ■介護予防住宅改修の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	5,906	5,868	6,505	7,805	8,445	9,086
人数	120	108	120	144	156	168

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	9,086	9,086
人数	168	168

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ⑭居宅介護支援

## 概要・現状

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境や意向などを勘案した居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に沿ったサービス提供を確保できるように、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

また、要介護者が介護保険施設に入所する場合、介護保険施設についての情報提供などを行います。

## 今後の方向性

介護支援専門員の資質向上を図るため、研修体制の整備に努めます。また、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が、介護支援専門員の抱える困難事例の解決に向けて、支援をしていきます。

## ■居宅介護支援の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	209,533	217,718	229,839	231,409	239,689	247,412
人数	1,226	1,258	1,328	1,328	1,375	1,419

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	255,883	285,643
人数	1,469	1,636

## ■介護予防居宅介護支援の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	9,994	10,823	11,454	12,558	13,188	13,528
人数	179	194	204	222	233	239

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	13,867	14,433
人数	245	255

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

### 【3】地域密着型サービス

#### (1) 地域密着型サービスの充実

##### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

###### 概要・現状

定期的な短時間の巡回訪問や随時対応により、介護・看護サービスが提供されます。訪問介護事業所が看護師を確保し、介護・看護の両サービスを行う形態と訪問介護事業所が訪問看護事業所と連携してサービスを提供する形態があります。

###### 今後の方向性

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる体制の整備が必要であり、サービスの周知と普及に努めるとともに、利用の推進を図ります。

###### ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	1,924	6,062	9,521	14,536	14,544	14,544
人数	24	48	72	108	108	108

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	15,368	17,413
人数	120	144

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。  
※令和2年度は見込値

##### ② 夜間対応型訪問介護

###### 概要・現状

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスです。

市内に夜間対応型訪問介護の事業所が無いことから、利用実績はありません。

###### 今後の方向性

利用希望がある場合、近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

###### ■ 夜間対応型訪問介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値			推計値	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。  
※令和2年度は見込値

## ③認知症対応型通所介護

## 概要・現状

自宅で生活する認知症の要介護者等が、デイサービスセンター等に通所して受けるサービスです。食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

## 今後の方向性

認知症高齢者は急激な環境の変化に適応できず、認知症がさらに進行する可能性があります。そのため、住み慣れた環境で安心して生活ができるように、サービスの周知と普及に努めるとともに、利用の推進を図ります。

## ■認知症対応型通所介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	16,323	21,717	28,919	30,878	47,253	52,224
回数	1,900	2,398	2,899	3,096	4,602	5,060
人数	168	228	252	264	324	336

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	64,135	85,797
回数	6,180	8,212
人数	372	432

## ■介護予防認知症対応型通所介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	6	0	0	0	0	0
回数	1	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0
回数	0	0
人数	0	0

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

#### ④小規模多機能型居宅介護

##### 概要・現状

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、高齢者の生活リズムを整え、在宅生活を継続的に支援します。ただ単に複数のサービス項目があるのではなく、その人の状態に応じた、なじみの場所で切れ目のないサービスを提供します。

##### 今後の方向性

高齢者が住み慣れた家庭・地域で安心して生活できるように、利用者のニーズに応じたサービス提供の基盤確保とサービスの質の向上に努めます。

##### ■小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	43,452	52,334	63,517	77,103	85,991	87,392
人数	240	276	336	408	444	456

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	95,409	100,281
人数	492	516

##### ■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	0	54	648	973	974	974
人数	0	0	12	12	12	12

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	974	974
人数	12	12

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

### 概要・現状

認知症の方に対して、共同生活を営む住宅で入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

### 今後の方向性

今後も必要性の高いサービスです。サービスの周知に努め、利用の推進を図ります。

#### ■ 認知症対応型共同生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	185,813	206,276	222,732	219,412	219,745	219,872
人数	61	67	77	75	75	75

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	246,056	269,529
人数	84	92

#### ■ 介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	916	1,875	0	0	0	0
人数	0	1	0	0	0	0

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0
人数	0	0

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

### 概要・現状

定員 29 名以下の有料老人ホーム等に入居する要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言、日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話をを行うサービスです。

市内に地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所はなく、利用実績はありません。

### 今後の方向性

利用希望がある場合は、近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

#### ■地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第 7 期実績値			第 8 期計画値			推計値	
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数は 1 月当たりの利用人数  
※令和 2 年度は見込値

## ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 概要・現状

定員 29 名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対して、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行います。

### 今後の方向性

平成 30 年度に市内 4 か所目となる介護老人福祉施設が開設しました。そのため、地域密着型介護老人福祉施設については、本計画期間中に整備予定はないものの、利用動向を注視していきます。

#### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と計画値

区分	第 7 期実績値			第 8 期計画値			推計値	
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数は 1 月当たりの利用人数  
※令和 2 年度は見込値

## ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

### 概要・現状

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営する看護小規模多機能型居宅介護は、利用者のニーズに応じて柔軟に、医療的ニーズにも対応した小規模多機能型サービスなどを受けることができます。事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能となり、ケア体制を構築しやすいというメリットがあります。

市内に看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所はなく、利用実績はありません。

### 今後の方向性

利用希望がある場合は、近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

### ■ 看護小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値			推計値	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。

※令和2年度は見込値

## ⑨地域密着型通所介護

### 概要・現状

入浴および食事の提供、その他社会的な交流や日常生活の世話、機能訓練をデイサービス等に通所して受けるサービスです。

### 今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、通所介護の利用動向も注視しながら、サービス提供基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

#### ■地域密着型通所介護の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	227,151	207,273	187,151	193,981	232,083	254,449
回数	29,404	27,554	24,959	25,367	29,788	32,312
人数	2,988	2,892	2,760	2,784	3,144	3,324

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	291,539	400,773
回数	37,103	50,222
人数	3,528	4,212

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。

※令和2年度は見込値

## ■必要利用定員総数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9	9	9
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	22	22	22
小規模多機能型居宅介護	29	29	29
認知症対応型共同生活介護	72	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	134	134	134

## 【4】施設サービス

### (1) 施設サービスの充実

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

##### 概要・現状

定員 30 名以上の介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行います。

##### 今後の方向性

今後も安定したサービスを提供できるように、近隣地域の施設利用など広域的な対応についても調整を行います。

#### ■介護老人福祉施設の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	908,643	966,181	1,023,295	1,091,070	1,166,534	1,249,638
人数	298	312	332	342	365	390

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	1,277,207	1,464,812
人数	399	458

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

## ②介護老人保健施設

### 概要・現状

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおいて、介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

### 今後の方向性

今後も安定的にサービスを提供できるよう、事業者と連携・調整を図ります。

#### ■介護老人保健施設の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	367,812	372,065	373,191	386,981	409,192	412,923
人数	107	106	104	107	113	114

区分	推計値	
	令和7年度	令和22年度
給付費 (千円/年)	415,799	462,821
人数	115	128

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

## ③介護療養型医療施設

### 概要・現状

介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行います。

介護療養型医療施設は令和5年度末までに「介護医療院」等への転換が行われま

す。

### 今後の方向性

市内に1施設あり、令和5年度末までに転換が行われる予定です。

#### ■介護療養型医療施設の実績と計画値

区分	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費 (千円/年)	47,936	68,044	67,172	66,097	66,133	66,133
人数	12	17	16	16	16	16

※人数は1月当たりの利用人数

※令和2年度は見込値

#### ④介護医療院

##### 概要・現状

要介護者に対して「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として平成 30 年度から新たに創設されました。

今後、介護療養型医療施設等からの転換が行われます。

##### 今後の方向性

ひきつづき、介護療養型医療施設等からの転換状況を注視していきます。

##### ■介護医療院の実績と計画値

区分	第 7 期実績値			第 8 期計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付費 (千円/年)	11,232	12,329	17,651	24,081	24,094	24,094
人 数	2	3	4	5	5	5

区分	推計値	
	令和 7 年度	令和 22 年度
給付費 (千円/年)	108,778	123,345
人 数	22	25

※人数は 1 月当たりの利用人数

※令和 2 年度は見込値

## 2 地域支援事業の充実

### 【1】介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の充実

##### 概要・現状

本市では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、その内の介護予防・日常生活支援サービス事業として、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。

また、これらの事業を高齢者向けの介護予防教室、住民主体の支え合い活動などの介護予防・生活支援に係る地域資源と連携した取り組みとして進めることで、切れ目のない介護予防の体制づくりを目指します。

##### 今後の方向性

事業開始以降、サービス利用者の増加傾向が続いており、引き続き安定的なサービス提供体制の確保が必要です。

また、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進および介護保険制度の持続可能性を高める観点から、住民主体のサービスや専門職による短期集中サービスなど、地域の実情に沿った新たな事業についても検討を進めていきます。

##### ■訪問型サービスの実績と計画値

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (千円/年)	28,580	31,608	33,108	33,972	34,918	35,864
人数	1,751	1,887	2,034	1,916	2,109	2,166

##### ■通所型サービスの実績と計画値

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (千円/年)	85,063	92,345	102,058	93,006	95,596	98,186
人数	3,392	3,650	4,012	3,549	3,756	3,858

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。  
※令和2年度は見込値

## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実

### ①介護予防普及啓発事業

#### 概要・現状

すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図る事業です。  
フレイル（加齢による心身の虚弱）予防や口腔機能向上・栄養改善のための介護予防教室の開催、出前講座、高齢者サロンの支援などを通じて、介護予防の普及啓発に努めています。

#### 今後の方向性

普及啓発事業の継続的な実施によって、高齢者の自主的な介護予防の取り組みを促します。  
いきいき百歳体操や高齢者サロンなど、地域の通いの場を充実させる事業と連携することで、継続したセルフケアを支えるとともに、市や地域包括支援センターが開催する介護予防教室においては、専門職の強みを活かした効果的な啓発事業となるよう、適宜、評価と見直しを行います。

#### ■介護予防教室（運動、口腔、栄養、認知症予防）の実績と計画値

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	129	158	51	130	130	130

※令和2年度は見込値

### ②地域介護予防活動支援事業

#### 概要・現状

介護予防体操「いきいき百歳体操」を広める介護予防サポーターの養成や地域における自主的な介護予防教室の運営支援など、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行うための事業です。  
高齢者が年齢や心身などの状況によって分け隔てられることなく参加できる介護予防活動の地域展開を目指します。

#### 今後の方向性

引き続き、住民主体による介護予防教室の普及・啓発に努めるとともに、介護予防サポーター養成や地域活動の支援において、理学療法士等のリハビリテーション専門職を活用し、連携を図っていきます。

## ■介護予防サポーター養成講座の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	(回)	1	1	0	1	1	1
累計修了者数	(人)	163	181	181	200	220	240

※累計修了者数は事業を開始した平成27年度から各年度末までにおける累計値

※令和2年度は見込値

## ■住民運営による「いきいき百歳体操」教室の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動グループ数		20	20	19	23	26	29

※令和2年度は見込値

## ③一般介護予防事業評価事業

## 概要・現状

事業の実施状況や普及啓発の効果など、一般介護予防事業の達成状況の検証を行います。また、その検証をもとに、次年度以降の事業実施の見直しを行います。

## ④地域リハビリテーション活動支援事業

## 概要・現状

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などに対して、リハビリテーション専門職などの関与を促進します。

## 【2】包括的支援事業

### (1) 総合相談事業

#### 概要・現状

介護保険サービスの活用をはじめ、さまざまな形で高齢者を支援するため、地域包括支援センターを中心に、地域における関係者とのネットワーク構築、高齢者の心身の状況や生活状況の実態把握、必要なサービスに関する情報提供や初期対応相談など継続的・専門的な相談支援を実施する事業です。

#### 今後の方向性

単身高齢者や認知症高齢者の増加等に伴い、相談内容は年々多様化・複雑化しており、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められています。介護保険サービスだけでなく、福祉制度や民間サービスなども活用し、高齢者の多様な相談や困りごとに対して、必要な支援を行います。

#### ■総合相談事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談件数	(件)	3,761	4,301	5,136	6,000	7,080	8,360

※令和2年度は見込値

### (2) 権利擁護事業

#### 概要・現状

高齢者の生活状況についての実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合、成年後見制度の利用支援をはじめ、施設入所への支援や虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行う事業です。

相談件数は年度ごとに増減がありますが、相談内容は多様化・複雑化する傾向にあり、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。

#### 今後の方向性

認知症高齢者など、判断能力が不十分な高齢者が各種保健・福祉サービスを利用できるように、社会福祉協議会などの関係団体と連携を図りながら、成年後見制度の利用や福祉施設等への入所の支援、虐待防止・対応、消費者被害の防止・救済などに取り組んでいきます。

#### ■権利擁護事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見相談件数	(件)	133	121	168	173	178	183
高齢者虐待相談件数	(件)	142	167	108	143	147	151
消費者被害相談件数	(件)	8	10	4	10	12	14

※令和2年度は見込値

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

#### 概要・現状

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等との連携によりケアマネジメントの支援を行い、包括的・継続的なケア体制の構築を行う事業です。

また、包括的・継続的ケアマネジメントを効果的に実施するため、地域包括支援センター、ケアマネジャー、保健・医療の専門職、介護サービス事業者等の高齢者支援に携わる関係者による自立支援型地域ケア会議を実施しています。会議では、各専門職の知見を高齢者ケアに活かすとともに、参加構成員がチームとして、高齢者の自立を目指す意識の醸成を図ります。

#### 今後の方向性

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、地域の高齢者に対してケアマネジャーや医師、地域の関連機関が連携して包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための連携・協力体制の整備構築に努めます。

ケアマネジャーなどに対する個別相談や多職種協働による自立支援型地域ケア会議を通して、ケアプラン作成技術の指導および支援困難事例への指導・助言を行い、把握した課題を地域づくりや政策形成につなげるよう努めます。また、ケアマネジャー等の資質向上を図るための研修会や交流会、制度や施策等に関する情報提供などを行います。

これらの取り組みによって、地域包括支援センターおよびケアマネジャー、介護サービス事業者の資質向上と連携の促進を図ることで、要支援・要介護者高齢者の自立支援に効果的な高齢者ケアの普及・啓発に努めます。

#### ■ケアマネジャー交流会・研修会の実績と計画値

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数 (人)	162	150	0	150	150	150

※令和2年度は見込値

#### ■自立支援型地域ケア会議の実績と計画値

	第7期実績値			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	12	11	5	9	12	12

※令和2年度は見込値

## (4) 在宅医療・介護連携推進事業

### 概要・現状

医療と介護が必要になっても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療と介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供が行われることが必要です。

戸田市と合同で開催している「医療・介護連携ネットワーク会議」において、在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、対応策の検討を行うほか、保健所や川口市・戸田市などと協力して、医療・介護関係者向けの研修、在宅医療や介護サービスの理解につながる市民向け講演会などを実施することで、地域の在宅医療・介護関係機関による連携体制の構築を推進します。

### 今後の方向性

#### ア. 現状分析・課題抽出・施策立案

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行います。

取り組み	内容
①地域の医療・介護資源の把握	地域の医療機関、介護サービスの機能を把握し、リスト等を作成したうえで、関係機関内での共有や、把握した情報の活用による、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援します。
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護保険事業者等、在宅医療と介護に携わる関係者が参画する会議を開催し、在宅医療と介護の連携における現状と課題を抽出し、その対応策等の検討を行います。

#### イ. 対応策の実施

取り組み	内容
①在宅医療・介護連携に関する相談支援	戸田市と協働で、在宅医療・介護関係者からの相談窓口である蕨戸田市在宅医療支援センターの運営を蕨戸田市医師会に委託し、医療・介護関係者からの相談の受付および情報提供ならびに関係者間の連携支援を行います。
②地域住民への普及啓発	在宅での看取りや在宅における医療・介護サービスに関する市民向けの講演会等を開催し、在宅医療・介護連携の理解を促進します。
③医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護の関係者が速やかに患者情報の共有を行い、患者や利用者の在宅療養生活を支援するために、蕨戸田市医師会が導入した情報通信ツールの普及支援を行います。
④医療・介護関係者の研修	医療・介護関係職種を対象とした多職種研修会を行い、在宅医療と介護の連携について理解を深めるとともに、顔の見える関係づくりが進むように支援していきます。

#### ウ. 対応策の評価及び改善の実施

上記の対応策で実施した事業については、適切に評価を行うとともに、取り組みの選択と集中を繰り返しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて、さらなる改善を行います。

## (5) 生活支援体制整備事業

### 概要・現状

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築などを行います。また、社会福祉法人、介護保険事業者、地縁組織、地域活動団体等からなる蕨市地域支え合い推進協議会を設置し、情報共有及び連携強化の場として運営します。

### 今後の方向性

在宅生活への支援を必要とする高齢者は増加することが見込まれており、生活支援サポーター養成講座、住民座談会等による意識啓発、住民運営による地域交流サロンの開催を支援するなど、地域づくりによる高齢者の居場所づくり、支え合い活動の充実を目指します。

## (6) 認知症総合支援事業

### 概要・現状

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の発症を遅らせ、認知症となっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、施策を推進していきます。

### 今後の方向性

取り組み	内容
①標準的な認知症ケアパスの作成・普及	認知症の状態に応じて、本人の様子および行動、家族が行うべきこと、認知症高齢者を支援する体制、相談機関などの適切なケアの流れを示した「認知症ケアパス」を作成し、市民への普及を図ります。
②認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の相談支援、関係機関のネットワーク構築、認知症カフェの企画、認知症ケアパスの作成・普及など、認知症ケア体制の向上を図ります。
③認知症初期集中支援チームの設置	認知症専門医および医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
④認知症ケア向上を図る事業の実施	認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制づくりを推進します。
⑤若年性認知症に係る支援の実施	認知症ケア体制の向上、庁内関係部署との連携などにより、若年性認知症の方やその家族が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるように努めるとともに、埼玉県が配置した若年性認知症支援コーディネーターの周知を進め、若年性認知症の本人や家族などからの相談など、必要な方の利用につなげます。

## 【3】任意事業

### (1) 介護給付等適正化事業

#### 概要・現状

介護サービスがその目的に対して適切に提供されているのか、また、不適正・不正な介護サービスがないかといった観点から、介護給付の適正化を図るための事業です。

必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、制度の趣旨やより良いサービス展開のための情報提供を行うなど、利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を推進するとともに、5つの事業に取り組みます。

	内容
①認定調査の適正化	<p>認定調査の正確性を担保し、要支援・要介護認定における公正・公平性を確保する観点から、新規認定調査については市直営による認定調査を行うほか、認定調査員に対する研修などを実施していきます。</p> <p>また、要介護認定の委託調査については、定期的な調査内容の点検やその内容を委託先の調査員にフィードバックすることにより、調査内容に関して個別指導を行い、適正な調査の遂行を確保していきます。</p>
②ケアプランチェックの実施	<p>介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントの適正化を図るため、利用者の自立支援のためのケアプラン作成がなされているかどうかを、国が示すケアプランチェックマニュアルなどに基づき、ケアプランチェックを実施していきます。</p>
③介護給付適正化システムの活用	<p>介護保険制度における不適切な給付の抑制を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供される給付適正化情報（医療情報との突合、縦覧点検など）を活用して、不適切な給付の発見及び事業所の指導を行っていきます。</p>
④住宅改修・福祉用具給付の点検	<p>住宅改修については、適切な改修が行われているか事前・事後に内容を確認しています。また必要に応じて訪問調査を実施しています。</p> <p>福祉用具購入については、申請時にケアプランなどによる確認を行い、貸与についても軽度者への福祉用具貸与の例外給付の確認などにより、適正化を図っていきます。</p>
⑤その他適正化事業の実施	<p>介護サービスの利用者に対し、「介護保険給付費通知書」により、介護給付費の内容を通知し、サービスの利用に疑義が生じた事業所に対して、適正な指導を実施していきます。</p>

## (2) 家族介護支援事業

在宅での介護環境を充実するためには、介護サービスを充実させるだけでなく、家族介護者への支援も必要です。介護用品の支給や認知症高齢者を介護する家族への支援、介護から一時的に開放するための介護者相互による交流会などにより、家族介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図ります。

また、「介護離職ゼロ」に向けて、介護と仕事の両立に役立つ情報を、市のホームページや広報誌などを用いて提供します。

### ①紙おむつ支給事業

#### 概要・現状

常時紙おむつを必要とする高齢者を対象に、その家庭の経済的負担を軽減するため、要介護4、要介護5の方に紙おむつを支給する事業です。

市内における介護基盤整備の進展等により、支給人数は微減傾向にあります。

#### 今後の方向性

令和3年度から所得要件が導入されるなど、社会情勢に合わせて国の制度が見直されています。高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するために、地域の実情に応じた効果的な事業の実施を目指します。

#### ■紙おむつ支給事業

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延支給人数	(人)	1,842	1,956	1,769	1,560	1,600	1,640

※令和2年度は見込値

### ②徘徊高齢者等家族支援サービス

#### 概要・現状

認知症により、徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、高齢者が行方不明となった場合、すみやかに身柄の保護を行えるよう、徘徊高齢者位置情報探索システムの利用料の一部を助成する事業です。

利用人数は少ないですが、ニーズに応じた取り組みが求められています。

#### 今後の方向性

認知症により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、日常生活における不安を解消し、生活の安全を守るために引き続きサービスを実施します。

#### ■徘徊高齢者家族支援サービスの実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	(人)	8	9	9	13	15	17

※令和2年度は見込値

### ③認知症サポーター養成講座

#### 概要・現状

認知症サポーター養成講座を通して、地域の方に認知症を正しく理解してもらい、認知症高齢者やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する事業です。

認知症サポーターの養成ニーズが見込まれているとともに、養成講座を修了した認知症サポーターに向けたフォローアップ講座の実施が求められています。

#### 今後の方向性

認知症に対する理解を深めるため、引き続き認知症サポーター養成講座を実施します。

また、認知症サポーター向けのフォローアップ講座を開講し、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

#### ■認知症サポーター養成講座の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	(人)	647	149	10	150	150	150
累計修了者数	(人)	2,610	2,759	2,769	2,919	3,069	3,219

※累計修了者数は事業を開始した平成19年度から各年度末までにおける累計値

※令和2年度は見込値

## (3) その他事業

### ①成年後見制度利用支援事業

#### 概要・現状

身寄りのない認知症高齢者や判断能力が不十分な方を保護・支援するために、成年後見等の申立てや成年後見審判の請求に係る費用および成年後見人などに対する報酬について助成を行う事業です。

認知症高齢者が増えていることから、今後も一定の利用が見込まれています。

#### 今後の方向性

「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」に則り、障害者福祉部門などと連携して、成年後見制度の周知と普及を図ります。広報紙やパンフレット、市のホームページなどを活用して、広報・啓発活動を引き続き行うほか、地域包括支援センターとの連携強化を図り、支援が必要な人の早期発見、早期対応に努めます。

#### ■成年後見制度利用支援事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	(人)	5	2	5	6	7	8

※令和2年度は見込値

## ②住宅改修支援事業

### 概要・現状

効果的に住宅改修を実施するために、住宅改修に関する相談や情報提供、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を介護支援専門員等に依頼した場合、その手数料の支援を行います。

### 今後の方向性

適正な住宅改修の促進につながるよう、支援を行います。

#### ■住宅改修支援事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	(件)	5	4	3	4	5	6

※令和2年度は見込値

## ③地域自立支援事業

### ・高齢者住宅等安心確保事業

#### 概要・現状

高齢者夫婦世帯や単身世帯など的高齢者が、地域で自立した生活を継続させるため、高齢者住宅における高齢者の安否確認や生活相談などを実施するための計画を作成し、高齢者住宅に生活支援員を派遣して居住者の安心を確保する事業です。

#### 今後の方向性

高齢者住宅の提供にあたり、市営住宅の一部をこの事業で利用していることから、市営住宅を所管する部門と連携を図りながら、事業を継続していきます。

#### ■高齢者住宅安心確保事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	(世帯)	24	24	22	24	24	24

※令和2年度は見込値

・あんしん介護相談員派遣事業

概要・現状

あんしん介護相談員が、市内の介護保険施設やデイサービスセンター、グループホーム、特定施設等の指定を受けた有料老人ホームを訪問し、利用者の話を聞く事で、不安や不満、疑問などを解消し、介護サービスの質的向上を図る事業です。

今後の方向性

事業の趣旨について理解を求めた上で、事業所からの派遣希望を受け付けるとともに、利用者と事業者との連携を図る活動を推進します。

■あんしん介護相談員派遣事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延派遣日数	(日)	143	128	0	135	140	145

※令和2年度は見込値

・配食サービス事業

概要・現状

自ら食事を仕度することが困難であり、食事の提供支援を受けられない高齢者を対象に、健康で自立した在宅生活を支援するため、食事の配達を行っています。配食時に声をかけて安否確認を行うことで、見守りの機能も果たしています。

今後の方向性

配食サービスは、安否確認や声かけなどの見守りとしての役割もあることから、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、地域包括ケアシステムを構築する1つの事業として実施していきます。

■配食サービス事業の実績と計画値

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延配食数	(食)	12,922	14,865	16,230	20,400	22,870	25,640
延利用人数	(人)	923	1,062	1,146	1,280	1,430	1,600

※令和2年度は見込値

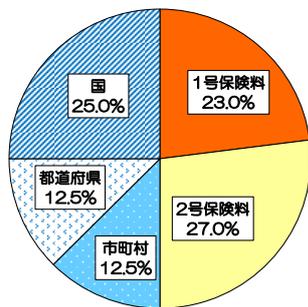
### 3 介護保険事業費の見込み

#### 【1】介護保険料算定の流れ

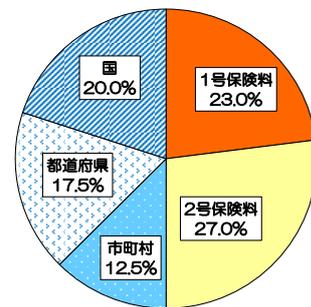
第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険給付費の見込みで示した総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業費を加えた総費用額のうち第1号被保険者が負担する分（23%）について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

■介護保険給付費の負担割合

■介護保険（居宅分）にかかる費用

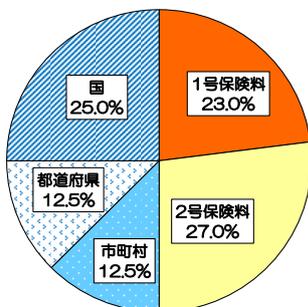


■保険給付（施設分）にかかる費用

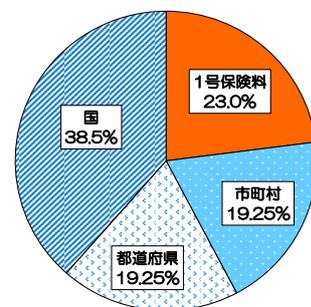


■地域支援事業

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業にかかる費用



また、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じて負担を求める観点から、介護保険制度において以下の点が見直され、標準給付費の算出に反映されています。

○特定入所者介護サービス費の段階の細分化と資産要件の細分化を実施。

（令和3年8月より）

○高額介護サービス費の利用者負担の上限額の細分化を実施。

（令和3年8月より）

○「合計所得金額」および「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」については、平成30年度税制改正が介護保険料や保険給付に影響を及ぼさないようにする介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得指標を見直します。

○公費投入による低所得者の保険料軽減を引き続き実施。

## 【2】介護保険給付費等の見込み

### (1) 介護給付費の見込み

介護給付費と介護予防給付費の見込みは次表のとおりとなります。

#### ■介護給付費（要介護 1～5）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	2,240,522	2,479,549	2,714,193	2,961,589	3,801,662
①訪問介護	332,179	375,570	422,121	476,417	680,482
②訪問入浴介護	18,753	20,759	24,406	25,492	38,085
③訪問看護	142,383	146,657	155,550	165,962	210,200
④訪問リハビリテーション	25,067	29,063	31,748	36,407	47,699
⑤居宅療養管理指導	100,642	108,214	110,796	117,348	132,528
⑥通所介護	664,394	744,789	820,619	916,526	1,232,932
⑦通所リハビリテーション	47,963	54,421	59,610	66,181	87,993
⑧短期入所生活介護	157,171	200,872	229,299	268,749	387,720
⑨短期入所療養介護	7,874	8,082	8,319	8,620	12,119
⑩福祉用具貸与	133,956	139,800	145,121	149,163	168,685
⑪特定施設入居者生活介護	587,347	621,153	674,487	696,966	765,453
⑫特定福祉用具購入	6,028	7,460	8,314	8,888	9,454
⑬住宅改修	16,765	22,709	23,803	24,870	28,312
地域密着型サービス	535,910	599,616	628,481	712,507	873,793
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,536	14,544	14,544	15,368	17,413
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	30,878	47,253	52,224	64,135	85,797
④小規模多機能型居宅介護	77,103	85,991	87,392	95,409	100,281
⑤認知症対応型共同生活介護	219,412	219,745	219,872	246,056	269,529
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	193,981	232,083	254,449	291,539	400,773
施設サービス	1,568,229	1,665,953	1,752,788	1,801,784	2,050,978
①介護老人福祉施設	1,091,070	1,166,534	1,249,638	1,277,207	1,464,812
②介護老人保健施設	386,981	409,192	412,923	415,799	462,821
③介護療養型医療施設	66,097	66,133	66,133		
④介護医療院	24,081	24,094	24,094	108,778	123,345
居宅介護支援	231,409	239,689	247,412	255,883	285,643
介護給付費計	4,576,070	4,984,807	5,342,874	5,731,763	7,012,076

## ■介護給付予防費（要支援1・2）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス	103,079	116,526	129,461	132,546	148,700
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	9,278	9,325	9,651	9,724	10,590
③介護予防訪問リハビリテーション	5,517	6,108	6,779	7,519	8,950
④介護予防居宅療養管理指導	9,769	11,421	11,753	12,257	12,760
⑤介護予防通所リハビリテーション	11,443	12,962	13,682	13,946	14,666
⑥介護予防短期入所生活介護	1,048	1,276	1,480	1,604	1,604
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	15,311	15,731	16,150	16,346	17,036
⑨介護予防特定施設入居者生活介護	41,363	49,579	59,157	60,341	72,285
⑩介護予防特定福祉用具購入	1,545	1,679	1,723	1,723	1,723
⑪介護予防住宅改修	7,805	8,445	9,086	9,086	9,086
地域密着型介護予防サービス	973	974	974	974	974
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	973	974	974	974	974
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防居宅介護支援	12,558	13,188	13,528	13,867	14,433
介護予防給付費計	116,610	130,688	143,963	147,387	164,107

## ■総給付費（介護給付費+介護予防給付費）

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費 （介護給付費+介護予防給付費）	4,692,680	5,115,495	5,486,837	5,879,150	7,176,183

## (2) 標準給付費の見込み

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて標準給付費の見込額を算出します。令和3年度から令和5年度の3年間合計で約161億21万1千円になると見込みました。

### ■標準給付費見込みと算定基準額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
総給付費	4,692,680	5,115,495	5,486,837	15,295,012	5,879,150	7,176,183
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	114,763	108,514	112,021	335,298	116,664	128,283
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	130,780	133,720	138,041	402,541	143,762	158,086
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,423	19,085	19,702	57,210	20,519	22,563
算定対象審査支払手数料	3,261	3,390	3,499	10,150	3,644	4,007
標準給付費	4,959,907	5,380,204	5,760,100	16,100,211	6,163,739	7,489,122

※総給付費は、P100・P101に示した、介護・介護予防サービスに係る費用を合計したものの

※標準給付費は、総給付費に特定施設入所者の補足給付や高額介護サービス費、審査支払手数料などを合計したものの

## (3) 地域支援事業費見込み

地域支援事業費は介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を合わせた額です。3年間合計で8億6,321万1千円になると見込みました。

### ■地域支援事業費見込み

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	183,016	186,942	190,904	560,862	195,906	204,499
包括的支援事業・任意事業費	100,833	100,752	100,764	302,349	100,793	106,059
地域支援事業費	283,849	287,694	291,668	863,211	296,699	310,558

### 【3】第1号被保険者の介護保険料の算出

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用等から構成されます。

#### (1) 蕨市介護保険給付費準備基金

第8期計画期間での介護保険料を軽減するため、介護給付費準備基金から4億円を繰り入れることといたしました。

この繰り入れにより、保険料を月額637円軽減いたします。

#### ■介護保険料額の軽減

軽減がないものとした場合の保険料月額（実力ベース）	6,334円
給付費準備基金の繰り入れによる軽減月額	637円
保険料基準額（月額）	5,697円

保険料段階について本市の介護保険料の所得段階は、より所得に配慮した設定とするため、第7期に引き続き14段階とし、令和3年度から令和5年度の3年間でこれらの必要となる費用および財源から算出した本市の介護保険料基準額は、月額5,697円となります。

なお、令和7年度については、標準給付費が61億6,373万9千円、地域支援事業費が2億9,669万9千円になると見込んでおり、被保険者数や給付費などが見込み通り推移し、保険料段階が第8期と同様の14段階の場合、介護保険料基準額は月額7,292円になると推計されます。

## 【4】保険料段階別の保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額（第5段階）を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

### ■保険料段階表

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額【年額：円】	保険料【月額：円】
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税 または、世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.50 (保険料軽減後0.3)	34,182 (20,509)	2,849 (1,709)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超120万円以下	基準額×0.65 (保険料軽減後0.5)	44,437 (34,182)	3,703 (2,849)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超	基準額×0.75 (保険料軽減後0.7)	51,273 (47,855)	4,273 (3,988)
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	58,109	4,842
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超	基準額	68,364	5,697
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	82,037	6,836
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30	88,873	7,406
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50	102,546	8,546
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額320万円以上350万円未満	基準額×1.70	116,219	9,685
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額350万円以上400万円未満	基準額×1.80	123,055	10,255
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額400万円以上550万円未満	基準額×1.90	129,892	10,824
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額550万円以上700万円未満	基準額×2.00	136,728	11,394
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額700万円以上900万円未満	基準額×2.10	143,564	11,964
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額900万円以上	基準額×2.20	150,401	12,533

※100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額（年額）となります。

※「合計所得金額」については、平成30年度税制改正が介護保険料の算定に影響を及ぼさないようにする介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得指標を見直します。

※第1段階から第3段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進に向けて

#### 【1】連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、市はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、市民のすべてが関わっており、施策・事業を適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

	内容
①市行政内部の連携強化	本計画の推進にあたり、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設等様々な行政分野が関わることから、市行政内部の関係各課との連携を強化します。
②国・県・周辺市町村との連携強化	本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。
③関係団体、事業所との連携強化	福祉サービスをはじめとする各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会や民間ボランティア等の関係団体を中心となることから、それらとの連携を強化します。
④市民との連携強化	まちづくりの主体は市民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉に関わる市民活動の活性化を図り、連携を強化します。

#### 【2】推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・市民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ、様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

	内容
①市行政内部の体制整備・強化	本計画の推進には、市行政内部の多くの部署が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備に取り組み、施策・事業推進体制の強化を図ります。
②関係機関・団体との連携体制整備・強化	施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。
③人材確保と資質の向上	本計画を推進する上で、保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

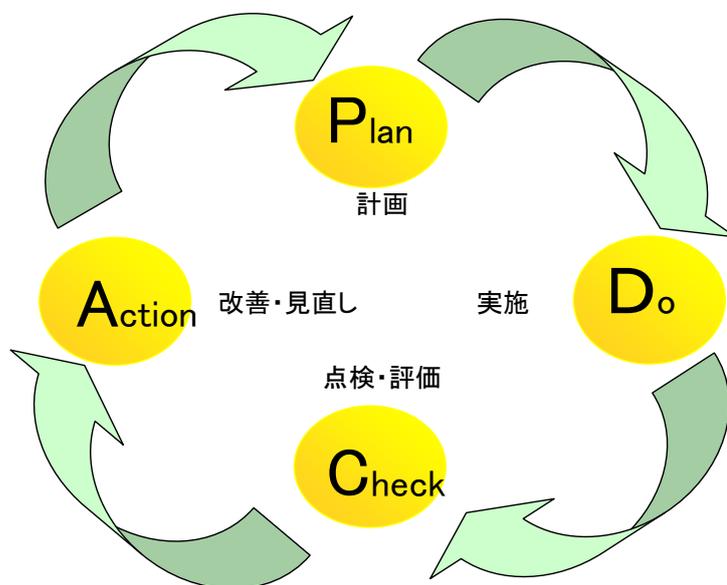
### 【3】計画の進行管理

サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図る上でも、サービス評価が必要です。

そのためにも、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を図ります。

#### <<点検・評価の手順>>

- ①Plan（計画）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（Plan）、目標の設定
- ②Do（実行）
- ③Check（点検・評価）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画、目標値と実績値の比較
- ④Action（改善・見直し）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画、新目標の設定



## 2 介護保険の円滑な運営に向けて

### 【1】円滑な制度運営のための体制整備

#### (1) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活を可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメント支援や総合相談・指導、多職種が連携する自立支援型地域ケア会議などについて、適切かつ積極的に取り組みます。

#### (2) 介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者まで幅広く参加でき、要介護状態にならないよう地域ぐるみで介護予防に努め、住民運営による通いの場の普及に積極的に取り組みます。

### 【2】利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センター等を通じて、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図る等、サービス利用の向上に努めます。

## 資料編

---

## 1 計画策定の経過

日付	会議等	内容
令和元年 12月27日(金) ～ 令和2年 1月31日(金)	アンケート調査	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査
8月7日(金)	第1回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 8期)の策定概要について (2) 計画策定のための実態調査報告書について (3) 第7期計画の実施状況について (4) 計画策定の方向性とスケジュールについて (5) その他
8月17日(月)	第1回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 8期)の策定概要について (2) 計画策定のための実態調査報告書について (3) 第7期計画の実施状況について (4) 計画策定の方向性とスケジュールについて (5) その他
11月9日(月)	第2回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 計画案について (2) その他
11月10日(火)	第2回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 計画案について (2) その他
令和2年 12月18日(金) ～ 令和3年 1月7日(木)	パブリックコメント	(1) 計画案について
2月10日(水)	第3回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 計画案について (2) その他
2月18日(木)	第3回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 計画案について (2) その他

## 2 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱

令和2年3月18日要綱第15号

### (設置)

第1条 蕨市における第8期高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定により定める計画をいう。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による被保険者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部介護保険室において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### (有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。

## 3 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿

区 分	役職等	氏 名	職 名 等
学識経験者	会長	濱口 豊太	大学教授
保健医療 関係者	副会長	金子 健二	蕨市医師会
被保険者 代表	委員	村田 清	公募
	委員	宮澤 聖美	公募
	委員	吉岡 玉恵	公募
保健医療 関係者	委員	海野 智	蕨市歯科医師会
	委員	庄 喬	蕨市薬剤師会
	委員	倉林 泰士郎	理学療法士
福祉関係者	委員	林 まき子	蕨市社会福祉協議会
	委員	森田 喜代美	蕨市介護保険事業者連絡会
	委員	釜田 幸弘	社会福祉法人寧幸会
	委員	高橋 祥之	民生委員・児童委員

(順不同、敬称略)

## 4 審議過程における主な意見

- お金を払ってボランティアをしてもらうことは大切だが、高校生、大学生など余力のある人たちに社会的価値という金銭に代わる報酬で協力してもらい、介護を必要とする、介護を必要としそうな人を予防するため、元気な人を活用するのはどうか。
- 集団で集まって活動していた人たちが、自粛により動く機会が減ってしまった。サロンなどを再開する際のメソッドをはじめ、自粛期間中でも相談できる仕組みを準備してもらいたい。そして、そういった情報を広げてもらいたい。コンパクトシティですから、広報方法はいろいろある。ぜひ対応してもらいたい。
- 認知症の夫婦、高齢者の夫婦、独居の方が多くなっている。遠隔操作で見守り等ができるロボットについて補助することで安く購入できないか。多様な機能がついたロボットが結構出ているが、割と高価。それを安価でつかえたらいい。
- どちらも登録制の有償ボランティアに依頼したが、手配できなかったケースが現実にあった。タイミング等の要因で100%対応できていないのが現状。全く知らない人に来てもらうのは嫌だという利用者もあり、町会単位、顔見知りのグループによる同行支援は賛成したい。
- 今後、高齢者が増えると地域包括支援センターの利用者も増えていく。3年後あたりにはもう一つセンターを作らざるを得ない状況になるのではないかと。また、地域包括支援センターには3業種を配置することになっているが、最低限の人数をしっかりと配置しないと難しいと聞いている。しっかりとした人数の確保を要請したい。
- サービスの見込み量、保険料の仮設定について、予定される金額のほかに、過去の保険料設定の推移があるとわかりやすい。介護サービスがこれだけ増えてきたから、この金額にするという裏付けにもなる。
- 地域の顔見知りの手伝ってくれる方が安心できる。有償ボランティアに登録していない高齢者は多い。元気な高齢者は多く、もったいない。
- 重点項目に介護予防の場所をたくさん作るとあるが、外出することに不安を持つ介護者はいる。介護保険でも外出支援はあるが、決められた範囲内のことしかできない。生活支援体制整備事業を増やし、外出支援につながるサービスがあると良い。
- 相談相手などについて、圧倒的に女性が多い。男性ももっと頑張れ、もっと手伝ってくれと訴える形にすれば、今実際に介護にたずさわっている男性たちへの支援、そういう人たちを引っ張り込めるのではないかと。
- 支給品の紙おむつはサイズが決まっている。できればサイズのあったものを購入して使える形にもらいたい。

## 5 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱

令和2年3月18日要綱第16号

(設置)

第1条 蕨市における第8期高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定により定める計画をいう。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、調査、研究等を行うため、蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部介護保険室長
- (3) 市職員のうちから市長が任命する者

2 庁内連絡会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 庁内連絡会に副会長を置き、健康福祉部介護保険室長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部介護保険室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。

## 6 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿

役職	氏名	所属（課・所・室）	役職
会長	根津 賢治	健康福祉部	部長
副会長	岡田 陽一	健康福祉部 介護保険室	室長
委員	安治 直尚	健康福祉部 福祉総務課	課長
委員	石丸 岳広	健康福祉部（保健センター）	副参事
委員	佐藤 則之	総務部 政策企画室	室長
委員	白鳥 幸男	総務部 財政課	課長
委員	大山 麻美子	市民生活部 医療保険課	課長
委員	丸山 友之	都市整備部 まちづくり推進室	室長
委員	松永 祐希	教育委員会 生涯学習スポーツ課	課長

---

第8期  
蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
令和3年度～令和5年度

発行：令和3年3月  
編集：蕨市 健康福祉部 介護保険室  
〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号  
電話：048-432-3200（代表）  
ホームページ：<http://www.city.warabi.saitama.jp/>

---